

随意契約理由書

1 契約名称

大阪市感染症対応業務管理システム運用保守業務委託

2 契約相手方

東京都千代田区丸の内 3-2-3

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

代表社員 佐瀬 真人

3 随意契約理由

大阪市保健所では、当初、新型コロナウイルス感染症に係る患者管理ツールとして Excel を使用していたが、特に第 6 波での急激かつ想定を大きく上回る感染拡大により、迅速な処理が困難な状況となったことから、システム運用に伴うセキュリティなど高い安全性を確保している「デロイト トーマツ コンサルティング合同会社」が提供する、新型コロナウイルス感染症の患者管理に特化した「大阪市感染症対応業務管理システム」（以下「本システム」という。）を、令和 4 年 5 月に導入し、以降、使用してきた。

新型コロナウイルス感染症は、令和 5 年 5 月に感染症法上の分類が 5 類に移行したが、本システムについては、令和 6 年度以降も、下記の理由により、引き続きシステムを稼働させる必要がある。

(1) 保有データの保存

本システムで保有している患者データ（約 95 万件）等については、公文書であり原則 5 年間保存する必要があるため。

(2) 保有データの閲覧

本システムについては、保健所及び各区保健福祉センターで閲覧することが可能であり、患者及び医療機関関係者等からの各種問い合わせに対応でき、本システムを使用することが、合理的であるため。

(3) 保有データの活用

本システムの保有データを活用した統計処理などで活用することができるため。

また、今般改正された感染症法に基づき、国が策定した「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」において、保健所設置市にて新たに感染症予防計画を策定することが求められており、本市で策定する「大阪市感染症予防計画」においては、デジタル化により、迅速かつ効果的に情報を収集・分析することとしており、改正感染症法の趣旨を踏まえた要請に対応するため、上記公文書の管理に要する期間において、本システムを継続して運用する方が合理的である。

今後も本システムを稼働させるに当たり、必要となるバージョンアップを定期的に行い、常に最新の状態に保ち、セキュリティレベルを適切に維持すること等が安定した運用に不可欠であり、それらの保守業務を実施し得るのは、本システムを提供している「デロイト トーマツ コンサルティング合同会社」以外ないため、当該事業者と随意契約を締結するものである。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署
健康局大阪市保健所感染症対策課
電話番号：06-6647-0739

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度結核登録者情報システム（大阪市独自システム）保守業務委託

2 契約の相手方

東芝デジタルエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

結核発生動向調査事業は、有効かつ的確な結核予防対策の確立・推進に資することを目的として、昭和 61 年厚生省保健医療局長通知に基づき実施されており、結核患者の発生状況、受療状況等の情報を把握するために結核発生動向調査システムが創設された。平成 19 年からは結核登録者情報システム〔感染症サーベイランスシステム（NE S I D）（以下、「厚労省システム」という。）〕となり、全国の結核発生状況を把握する国の唯一の手段として運用されているところである。

厚労省システムは利用権限の関係上、保健所単位での使用となっているが、本市においては各区保健福祉センターで結核患者の管理を行っているため、厚労省システムをそのまま使用することはできない。このため、厚労省システムを一部カスタマイズした本市独自の結核登録者情報システム（以下、「独自システム」という。）を構築し、各区に専用端末を設置することにより、各区における情報入力、帳票作成、出力等の作業を可能としている。独自システムにおいて作業した情報は、日々厚労省システムに反映させ、業務の円滑な遂行を図っている。

このように、独自システムは、日々確実な患者管理や発生動向を把握する上で欠かせないシステムであり、システム障害など不具合が生じた場合には、早急な復旧が必要となる。その保守支援業務を委託するにあたり、受注者は次の各要件を満たさなければならない。

（１） 安定的な運用

独自システムは市民の安全に直結した重要なシステムであるため、業務に支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

（２） 効率的な仕様管理

独自システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的に行うことができること。

（３） 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行うことができること。

また、改修が必要な場合はその作業が速やかに行うことができること。

(4) 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が的確かつ迅速に行うことができること。

また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかにそれが行うことができること。

また、独自システムは、東芝情報システム株式会社（現・東芝デジタルエンジニアリング株式会社）に当初開発及び改修等を委託しており、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

- (1) 独自システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯やそれに対するシステム改修状態も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が最も正確かつ迅速にできる事業者である。
- (2) 障害発生時においても障害の現象からその原因調査が容易に対応することが可能であり、復旧対応等も正確かつ迅速に行える事業者である。
- (3) 問合せへの対応、データの調査及び修正を行う際、最も速やかにかつ正確に対応が行える事業者である。
- (4) 突発的な制度改正など早急に対応しなければならないような改修時に、仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止させることなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、正確かつ迅速に行うことは不可能である。

以上のことから、本件業務は独自の技術により設計・制作したシステムで、設計・製作した会社以外では技術面の対応が不可能であり、責任の所在が不明確になり、履行後の動作保証ができないため、東芝デジタルエンジニアリング株式会社は本件業務を行うことができる唯一の事業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課結核グループ（電話番号 06-6647-0653）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度エックス線デジタル画像読取装置（平野区）保守業務委託

2 契約の相手方

コニカミノルタジャパン株式会社

3 随意契約理由

エックス線デジタル画像読取装置については、保健福祉センターにおける検診（健診）業務で使用している。

当該機器については日々使用しており、使用ができなくなれば検診（健診）業務が実施できず、市民サービスに支障をきたすため、保守契約を締結する必要がある。

エックス線デジタル画像読取装置（コニカミノルタジャパン株式会社製）の保守を唯一実施出来るコニカミノルタジャパン株式会社を指名し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課管理グループ（電話 06-6208-9951）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度エックス線デジタル画像読取装置（北区・天王寺区・生野区・住吉区）保守業務委託

2 契約の相手方

富士フイルムメディカル株式会社

3 随意契約理由

エックス線デジタル画像読取装置については、保健福祉センターにおける検診（健診）業務で使用している。

当該機器については日々使用しており、使用ができなくなれば検診（健診）業務が実施できず、市民サービスに支障をきたすため、保守契約を締結する必要がある。

富士フイルムメディカル株式会社は、国内における当該機器の販売・保守サービスにかかる一切の業務を委嘱されており、交換部品が必要となった場合、部品の供給ができる唯一の業者である。従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課管理グループ（電話 06-6208-9951）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度高速液体クロマトグラフ保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社島津アクセス

3 随意契約理由

中央卸売市場東部市場食品衛生検査所及び食肉衛生検査所では、食品中の添加物の検査等に高速液体クロマトグラフを使用している。同機器は溶液中の分子の固定相に対する吸着性、あるいは分配係数の違いなどにより、カラム内の移動速度に差が生ずることを利用して混合物を分離し、屈折率の変化、紫外線吸収等により目的の物質を検出する機器である。

この検査では、機器の性能が検査結果に反映される。従って、検査結果の信頼性を確保するためには、当該機器の保守点検を定期的に行い、機器の機構を確認、調整する必要がある。

両機器は、いずれも株式会社島津製作所により開発・製造されたものであり、当該機器の保守点検にあたっては、株式会社島津アクセスが唯一の代理店となっていることから、上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部生活衛生課（電話番号 06-6208-9996）

随意契約理由書

1 案件名称

社会保障・税番号制度にかかる副本登録情報追加に伴う保健衛生システムの改修業務委託

2 契約の相手方

日本コンピューター株式会社

3 随意契約理由

保健衛生システムは、特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病医療費助成事業等の事業について、対象者の受給資格管理、医療費の給付管理等を行っていることに加え、自治体中間サーバへの副本登録にかかる情報連携も行っている。

本業務委託は、令和6年度より開始される指定難病及び小児慢性特定疾病の要支援者証明事業において交付される「登録者証」の情報を、保健衛生システムから本市統合基盤システムを経て自治体中間サーバへ新たに副本登録するために必要な改修を実施するものである。

当該システムにおいて、障がいが発生した場合、受給者等に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、当該システムに関する専門知識を有する者による作業が必要である。

上記業者は、当該システムの開発元であり、専門知識を有する唯一の業者である。

よって、上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所管理課（保健事業グループ）（電話：06-6647-0923）

随意契約理由書

1 案件名称

新型コロナウイルスワクチン接種（特例臨時接種）にかかる事務処理等業務委託

2 契約相手方

株式会社NTTマーケティングアクトProCX

3 随意契約理由

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）については、予防接種法に基づく特例臨時接種として、令和3年2月16日付厚生労働大臣通知「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について」に基づき、全国において令和3年2月17日から実施することとなった。

新型コロナウイルスワクチンの接種業務は、これまで、市民への接種券及び予診票の印刷・発送、相談窓口の運営、接種記録の管理、接種証明書の発行や、医療機関への接種委託料の支払いに関する業務、ワクチン発注量の管理等、広範に及んでおり、接種状況をシステム管理したうえで、これらの業務を一体的に進めるため、NTTマーケティングアクトProCXと「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種業務委託」契約を締結し、令和6年3月31日までを契約期間として業務を実施している。

一方、新型コロナウイルスワクチン接種は、令和6年4月から定期接種に移行し、特例臨時接種を終了することから接種券等の印刷・発送やワクチン管理など多くの業務は令和5年度末で終了する。

ただし、医療機関への支払いに関する業務については、現行事業者が管理しているシステムを使用して、接種状況等を記録・確認しながら対応する必要があることから、医療機関との調整を行う必要がある期間について、上記契約相手方と継続して本件委託を行わなければ事業の実施に著しい支障をきたすこととなる。

以上のことから、当該事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（電話番号：06-6647-0813）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 重症心身障がい児者の医療コーディネート事業

2 契約の相手方

社会福祉法人 愛徳福祉会

3 随意契約理由

本業務は、在宅療養の重症心身障がい児者（以下「重症児者」という）が病気等になった際の円滑な受入体制の構築を図るため、主に重症児者の専門的知識が豊富な医師及び看護師により、連携医療機関やかかりつけ医の確保に向けた医療従事者に対する研修の実施、及び、重症児者の基礎疾患情報等を登録及び管理し、患者の病状等に合わせた、応急的処置や連携医療機関への円滑な受入調整を行うものである。

これらの対応が可能となるのは、重症児者が入所し、日常生活の指導や疾病の治療を専門的におこなっている「※医療型障がい児入所施設」のみで、中でも本事業に必要である多数の医療機関に指導ができるノウハウと人材を有し、対象者約2,190人の急病時の医療コーディネートに幅広く対応可能であるのは、大阪市内において「大阪発達総合療育センター」のみであることから、当該施設の運営主体である「社会福祉法人 愛徳福祉会」と随意契約を締結する。

（※医療型障がい児入所施設という名称であるが、小児だけでなく成人（者）についても入所可能な施設である。）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市健康局健康推進部健康施策課（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称 令和6年度 在宅医療連携拠点事業業務委託（概算契約）

2 契約相手方 一般社団法人 大阪市北区医師会

3 随意契約理由

第8次大阪府医療計画においては、在宅医療圏域での在宅医療提供体制を推進するため、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」（以下、「連携の拠点」という。）を設置することが予定されている。

本市においては、在宅医療圏域における連携の拠点について、関係機関との連携を効率的かつ有効に進めるため、行政区単位における設置を予定している。

この連携の拠点における機能のうち、

- ① 退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
- ② 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
- ③ 人材育成

については医療分野の豊富な知識を有し、かつ、地域の医療機関と連携できる者が行わなければ、連携の拠点としての機能を発揮できない。

一方、在宅医療と介護を一体的に提供し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として、介護保険法に基づき実施している「在宅医療・介護連携推進事業」（以下、「医介連携事業」という。）では、

- ① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ② 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

について、事業を有効に推進するため、専門性を確保している事業者に業務を委託している。

医介連携事業は介護保険被保険者を、本件はそれ以外の在宅医療を必要とする者を主な対象としているが、実際に支援や情報共有を行う医療・介護関係者等は、介護保険の被保険者であるか否かに関わらず、連携して在宅医療の推進に取り組むこととなる。事業者が行う取組の共通的な項目をまとめると、以下のとおりとなる。

在宅医療連携拠点事業	医介連携事業	具体的な共通する事業内容（例）
①	③	・在宅医療機関にかかること ・人生会議（ACP）の実施に関する こと 他
②	①及び②	・多職種等との連携に関する こと ・各種会議に関する こと ・事業者との連携に関する こと ・情報共有に関する こと 他
③	—	—

これらの事業は密接不可分な関係にあり、そのため、両事業の受託者が別の事業者となった場合、医療、介護関係者等が複数の取組に関わる必要が生じる。また、医介連携事業と拠点の窓口が異なる場合、事業者がどちらの窓口相談をすればいいのか、また、対象年齢等により相談を受け付けてもらえないなど、さまざまな混乱を生じる危険性がある。

以上のことから、在宅医療連携拠点事業については、医介連携事業における受託者（共同体含む。以下同じ）が実施する必要がある。地区医師会は、地域において医療、保健、福祉に関する見識を有し、公益的な事業を実施しており、在宅医療の提供体制構築のためには、地域の医療機関と円滑に連携できる団体であることが本件の受託の条件を満たしている。

なお、契約についても同一のものとすることが望ましいが、大阪府から連携の拠点の方針が示された時点（大阪府在宅医療推進部会 令和5年8月10日開催）で医介連携事業は、既にプロポーザル方式により選定した事業者と令和4年度（11区）・令和5年度（13区）に長期継続契約を締結している状況にある。

については、次期契約の締結までの間、医介連携事業における受託者のうち、医療機関と円滑に連携できる団体である、上記契約相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課保健医療グループ

（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称 令和6年度 在宅医療連携拠点事業業務委託（概算契約）

2 契約相手方 一般社団法人 都島区医師会

3 随意契約理由

第8次大阪府医療計画においては、在宅医療圏域での在宅医療提供体制を推進するため、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」（以下、「連携の拠点」という。）を設置することが予定されている。

本市においては、在宅医療圏域における連携の拠点について、関係機関との連携を効率的かつ有効に進めるため、行政区単位における設置を予定している。

この連携の拠点における機能のうち、

- ① 退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
- ② 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
- ③ 人材育成

については医療分野の豊富な知識を有し、かつ、地域の医療機関と連携できる者が行わなければ、連携の拠点としての機能を発揮できない。

一方、在宅医療と介護を一体的に提供し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として、介護保険法に基づき実施している「在宅医療・介護連携推進事業」（以下、「医介連携事業」という。）では、

- ① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ② 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

について、事業を有効に推進するため、専門性を確保している事業者に業務を委託している。

医介連携事業は介護保険被保険者を、本件はそれ以外の在宅医療を必要とする者を主な対象としているが、実際に支援や情報共有を行う医療・介護関係者等は、介護保険の被保険者であるか否かに関わらず、連携して在宅医療の推進に取り組むこととなる。事業者が行う取組の共通的な項目をまとめると、以下のとおりとなる。

在宅医療連携拠点事業	医介連携事業	具体的な共通する事業内容（例）
①	③	・在宅医療機関にかかること ・人生会議（ACP）の実施に関する こと 他
②	①及び②	・多職種等との連携に関する こと ・各種会議に関する こと ・事業者との連携に関する こと ・情報共有に関する こと 他
③	—	—

これらの事業は密接不可分な関係にあり、そのため、両事業の受託者が別の事業者となった場合、医療、介護関係者等が複数の取組に関わる必要が生じる。また、医介連携事業と拠点の窓口が異なる場合、事業者がどちらの窓口相談をすればいいのか、また、対象年齢等により相談を受け付けてもらえないなど、さまざまな混乱を生じる危険性がある。

以上のことから、在宅医療連携拠点事業については、医介連携事業における受託者（共同体含む。以下同じ）が実施する必要がある。地区医師会は、地域において医療、保健、福祉に関する見識を有し、公益的な事業を実施しており、在宅医療の提供体制構築のためには、地域の医療機関と円滑に連携できる団体であることが本件の受託の条件を満たしている。

なお、契約についても同一のものとすることが望ましいが、大阪府から連携の拠点の方針が示された時点（大阪府在宅医療推進部会 令和5年8月10日開催）で医介連携事業は、既にプロポーザル方式により選定した事業者と令和4年度（11区）・令和5年度（13区）に長期継続契約を締結している状況にある。

については、次期契約の締結までの間、医介連携事業における受託者のうち、医療機関と円滑に連携できる団体である、上記契約相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課保健医療グループ

（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称 令和6年度 在宅医療連携拠点事業業務委託（概算契約）

2 契約相手方 一般社団法人 大阪市福島区医師会

3 随意契約理由

第8次大阪府医療計画においては、在宅医療圏域での在宅医療提供体制を推進するため、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」（以下、「連携の拠点」という。）を設置することが予定されている。

本市においては、在宅医療圏域における連携の拠点について、関係機関との連携を効率的かつ有効に進めるため、行政区単位における設置を予定している。

この連携の拠点における機能のうち、

- ① 退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
- ② 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
- ③ 人材育成

については医療分野の豊富な知識を有し、かつ、地域の医療機関と連携できる者が行わなければ、連携の拠点としての機能を発揮できない。

一方、在宅医療と介護を一体的に提供し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として、介護保険法に基づき実施している「在宅医療・介護連携推進事業」（以下、「医介連携事業」という。）では、

- ① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ② 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

について、事業を有効に推進するため、専門性を確保している事業者に業務を委託している。

医介連携事業は介護保険被保険者を、本件はそれ以外の在宅医療を必要とする者を主な対象としているが、実際に支援や情報共有を行う医療・介護関係者等は、介護保険の被保険者であるか否かに関わらず、連携して在宅医療の推進に取り組むこととなる。事業者が行う取組の共通的な項目をまとめると、以下のとおりとなる。

在宅医療連携拠点事業	医介連携事業	具体的な共通する事業内容（例）
①	③	・在宅医療機関にかかること ・人生会議（ACP）の実施に関する こと 他
②	①及び②	・多職種等との連携に関する こと ・各種会議に関する こと ・事業者との連携に関する こと ・情報共有に関する こと 他
③	—	—

これらの事業は密接不可分な関係にあり、そのため、両事業の受託者が別の事業者となった場合、医療、介護関係者等が複数の取組に関わる必要が生じる。また、医介連携事業と拠点の窓口が異なる場合、事業者がどちらの窓口相談をすればいいのか、また、対象年齢等により相談を受け付けてもらえないなど、さまざまな混乱を生じる危険性がある。

以上のことから、在宅医療連携拠点事業については、医介連携事業における受託者（共同体含む。以下同じ）が実施する必要がある。地区医師会は、地域において医療、保健、福祉に関する見識を有し、公益的な事業を実施しており、在宅医療の提供体制構築のためには、地域の医療機関と円滑に連携できる団体であることが本件の受託の条件を満たしている。

なお、契約についても同一のものとすることが望ましいが、大阪府から連携の拠点の方針が示された時点（大阪府在宅医療推進部会 令和5年8月10日開催）で医介連携事業は、既にプロポーザル方式により選定した事業者と令和4年度（11区）・令和5年度（13区）に長期継続契約を締結している状況にある。

については、次期契約の締結までの間、医介連携事業における受託者のうち、医療機関と円滑に連携できる団体である、上記契約相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課保健医療グループ

（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称 令和6年度 在宅医療連携拠点事業業務委託（概算契約）

2 契約相手方 一般社団法人 此花区医師会

3 随意契約理由

第8次大阪府医療計画においては、在宅医療圏域での在宅医療提供体制を推進するため、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」（以下、「連携の拠点」という。）を設置することが予定されている。

本市においては、在宅医療圏域における連携の拠点について、関係機関との連携を効率的かつ有効に進めるため、行政区単位における設置を予定している。

この連携の拠点における機能のうち、

- ① 退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
- ② 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
- ③ 人材育成

については医療分野の豊富な知識を有し、かつ、地域の医療機関と連携できる者が行わなければ、連携の拠点としての機能を発揮できない。

一方、在宅医療と介護を一体的に提供し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として、介護保険法に基づき実施している「在宅医療・介護連携推進事業」（以下、「医介連携事業」という。）では、

- ① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ② 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

について、事業を有効に推進するため、専門性を確保している事業者に業務を委託している。

医介連携事業は介護保険被保険者を、本件はそれ以外の在宅医療を必要とする者を主な対象としているが、実際に支援や情報共有を行う医療・介護関係者等は、介護保険の被保険者であるか否かに関わらず、連携して在宅医療の推進に取り組むこととなる。事業者が行う取組の共通的な項目をまとめると、以下のとおりとなる。

在宅医療連携拠点事業	医介連携事業	具体的な共通する事業内容（例）
①	③	・在宅医療機関にかかること ・人生会議（ACP）の実施に関する こと 他
②	①及び②	・多職種等との連携に関する こと ・各種会議に関する こと ・事業者との連携に関する こと ・情報共有に関する こと 他
③	—	—

これらの事業は密接不可分な関係にあり、そのため、両事業の受託者が別の事業者となった場合、医療、介護関係者等が複数の取組に関わる必要が生じる。また、医介連携事業と拠点の窓口が異なる場合、事業者がどちらの窓口相談をすればいいのか、また、対象年齢等により相談を受け付けてもらえないなど、さまざまな混乱を生じる危険性がある。

以上のことから、在宅医療連携拠点事業については、医介連携事業における受託者（共同体含む。以下同じ）が実施する必要がある。地区医師会は、地域において医療、保健、福祉に関する見識を有し、公益的な事業を実施しており、在宅医療の提供体制構築のためには、地域の医療機関と円滑に連携できる団体であることが本件の受託の条件を満たしている。

なお、契約についても同一のものとすることが望ましいが、大阪府から連携の拠点の方針が示された時点（大阪府在宅医療推進部会 令和5年8月10日開催）で医介連携事業は、既にプロポーザル方式により選定した事業者と令和4年度（11区）・令和5年度（13区）に長期継続契約を締結している状況にある。

については、次期契約の締結までの間、医介連携事業における受託者のうち、医療機関と円滑に連携できる団体である、上記契約相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課保健医療グループ

（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称 令和6年度 在宅医療連携拠点事業業務委託（概算契約）

2 契約相手方 一般社団法人 大阪市中心区南医師会

3 随意契約理由

第8次大阪府医療計画においては、在宅医療圏域での在宅医療提供体制を推進するため、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」（以下、「連携の拠点」という。）を設置することが予定されている。

本市においては、在宅医療圏域における連携の拠点について、関係機関との連携を効率的かつ有効に進めるため、行政区単位における設置を予定している。

この連携の拠点における機能のうち、

- ① 退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
- ② 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
- ③ 人材育成

については医療分野の豊富な知識を有し、かつ、地域の医療機関と連携できる者が行わなければ、連携の拠点としての機能を発揮できない。

一方、在宅医療と介護を一体的に提供し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として、介護保険法に基づき実施している「在宅医療・介護連携推進事業」（以下、「医介連携事業」という。）では、

- ① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ② 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

について、事業を有効に推進するため、専門性を確保している事業者に業務を委託している。

医介連携事業は介護保険被保険者を、本件はそれ以外の在宅医療を必要とする者を主な対象としているが、実際に支援や情報共有を行う医療・介護関係者等は、介護保険の被保険者であるか否かに関わらず、連携して在宅医療の推進に取り組むこととなる。事業者が行う取組の共通的な項目をまとめると、以下のとおりとなる。

在宅医療連携拠点事業	医介連携事業	具体的な共通する事業内容（例）
①	③	・在宅医療機関にかかること ・人生会議（ACP）の実施に関する こと 他
②	①及び②	・多職種等との連携に関する こと ・各種会議に関する こと ・事業者との連携に関する こと ・情報共有に関する こと 他
③	—	—

これらの事業は密接不可分な関係にあり、そのため、両事業の受託者が別の事業者となった場合、医療、介護関係者等が複数の取組に関わる必要が生じる。また、医介連携事業と拠点の窓口が異なる場合、事業者がどちらの窓口相談をすればいいのか、また、対象年齢等により相談を受け付けてもらえないなど、さまざまな混乱を生じる危険性がある。

以上のことから、在宅医療連携拠点事業については、医介連携事業における受託者（共同体含む。以下同じ）が実施する必要がある。地区医師会は、地域において医療、保健、福祉に関する見識を有し、公益的な事業を実施しており、在宅医療の提供体制構築のためには、地域の医療機関と円滑に連携できる団体であることが本件の受託の条件を満たしている。

なお、契約についても同一のものとすることが望ましいが、大阪府から連携の拠点の方針が示された時点（大阪府在宅医療推進部会 令和5年8月10日開催）で医介連携事業は、既にプロポーザル方式により選定した事業者と令和4年度（11区）・令和5年度（13区）に長期継続契約を締結している状況にある。

については、次期契約の締結までの間、医介連携事業における受託者のうち、医療機関と円滑に連携できる団体である、上記契約相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課保健医療グループ

（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称 令和6年度 在宅医療連携拠点事業業務委託（概算契約）

2 契約相手方 一般社団法人 大阪市西区医師会

3 随意契約理由

第8次大阪府医療計画においては、在宅医療圏域での在宅医療提供体制を推進するため、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」（以下、「連携の拠点」という。）を設置することが予定されている。

本市においては、在宅医療圏域における連携の拠点について、関係機関との連携を効率的かつ有効に進めるため、行政区単位における設置を予定している。

この連携の拠点における機能のうち、

- ① 退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
- ② 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
- ③ 人材育成

については医療分野の豊富な知識を有し、かつ、地域の医療機関と連携できる者が行わなければ、連携の拠点としての機能を発揮できない。

一方、在宅医療と介護を一体的に提供し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として、介護保険法に基づき実施している「在宅医療・介護連携推進事業」（以下、「医介連携事業」という。）では、

- ① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ② 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

について、事業を有効に推進するため、専門性を確保している事業者に業務を委託している。

医介連携事業は介護保険被保険者を、本件はそれ以外の在宅医療を必要とする者を主な対象としているが、実際に支援や情報共有を行う医療・介護関係者等は、介護保険の被保険者であるか否かに関わらず、連携して在宅医療の推進に取り組むこととなる。事業者が行う取組の共通的な項目をまとめると、以下のとおりとなる。

在宅医療連携拠点事業	医介連携事業	具体的な共通する事業内容（例）
①	③	・在宅医療機関にかかること ・人生会議（ACP）の実施に関する こと 他
②	①及び②	・多職種等との連携に関する こと ・各種会議に関する こと ・事業者との連携に関する こと ・情報共有に関する こと 他
③	—	—

これらの事業は密接不可分な関係にあり、そのため、両事業の受託者が別の事業者となった場合、医療、介護関係者等が複数の取組に関わる必要が生じる。また、医介連携事業と拠点の窓口が異なる場合、事業者がどちらの窓口相談をすればいいのか、また、対象年齢等により相談を受け付けてもらえないなど、さまざまな混乱を生じる危険性がある。

以上のことから、在宅医療連携拠点事業については、医介連携事業における受託者（共同体含む。以下同じ）が実施する必要がある。地区医師会は、地域において医療、保健、福祉に関する見識を有し、公益的な事業を実施しており、在宅医療の提供体制構築のためには、地域の医療機関と円滑に連携できる団体であることが本件の受託の条件を満たしている。

なお、契約についても同一のものとすることが望ましいが、大阪府から連携の拠点の方針が示された時点（大阪府在宅医療推進部会 令和5年8月10日開催）で医介連携事業は、既にプロポーザル方式により選定した事業者と令和4年度（11区）・令和5年度（13区）に長期継続契約を締結している状況にある。

については、次期契約の締結までの間、医介連携事業における受託者のうち、医療機関と円滑に連携できる団体である、上記契約相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課保健医療グループ

（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称 令和6年度 在宅医療連携拠点事業業務委託（概算契約）

2 契約相手方 一般社団法人 大阪市港区医師会

3 随意契約理由

第8次大阪府医療計画においては、在宅医療圏域での在宅医療提供体制を推進するため、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」（以下、「連携の拠点」という。）を設置することが予定されている。

本市においては、在宅医療圏域における連携の拠点について、関係機関との連携を効率的かつ有効に進めるため、行政区単位における設置を予定している。

この連携の拠点における機能のうち、

- ① 退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
- ② 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
- ③ 人材育成

については医療分野の豊富な知識を有し、かつ、地域の医療機関と連携できる者が行わなければ、連携の拠点としての機能を発揮できない。

一方、在宅医療と介護を一体的に提供し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として、介護保険法に基づき実施している「在宅医療・介護連携推進事業」（以下、「医介連携事業」という。）では、

- ① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ② 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

について、事業を有効に推進するため、専門性を確保している事業者に業務を委託している。

医介連携事業は介護保険被保険者を、本件はそれ以外の在宅医療を必要とする者を主な対象としているが、実際に支援や情報共有を行う医療・介護関係者等は、介護保険の被保険者であるか否かに関わらず、連携して在宅医療の推進に取り組むこととなる。事業者が行う取組の共通的な項目をまとめると、以下のとおりとなる。

在宅医療連携拠点事業	医介連携事業	具体的な共通する事業内容（例）
①	③	・在宅医療機関にかかること ・人生会議（ACP）の実施に関する こと 他
②	①及び②	・多職種等との連携に関する こと ・各種会議に関する こと ・事業者との連携に関する こと ・情報共有に関する こと 他
③	—	—

これらの事業は密接不可分な関係にあり、そのため、両事業の受託者が別の事業者となった場合、医療、介護関係者等が複数の取組に関わる必要が生じる。また、医介連携事業と拠点の窓口が異なる場合、事業者がどちらの窓口相談をすればいいのか、また、対象年齢等により相談を受け付けてもらえないなど、さまざまな混乱を生じる危険性がある。

以上のことから、在宅医療連携拠点事業については、医介連携事業における受託者（共同体含む。以下同じ）が実施する必要がある。地区医師会は、地域において医療、保健、福祉に関する見識を有し、公益的な事業を実施しており、在宅医療の提供体制構築のためには、地域の医療機関と円滑に連携できる団体であることが本件の受託の条件を満たしている。

なお、契約についても同一のものとすることが望ましいが、大阪府から連携の拠点の方針が示された時点（大阪府在宅医療推進部会 令和5年8月10日開催）で医介連携事業は、既にプロポーザル方式により選定した事業者と令和4年度（11区）・令和5年度（13区）に長期継続契約を締結している状況にある。

については、次期契約の締結までの間、医介連携事業における受託者のうち、医療機関と円滑に連携できる団体である、上記契約相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課保健医療グループ

（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称 令和6年度 在宅医療連携拠点事業業務委託（概算契約）

2 契約相手方 一般社団法人 大阪市大正区医師会

3 随意契約理由

第8次大阪府医療計画においては、在宅医療圏域での在宅医療提供体制を推進するため、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」（以下、「連携の拠点」という。）を設置することが予定されている。

本市においては、在宅医療圏域における連携の拠点について、関係機関との連携を効率的かつ有効に進めるため、行政区単位における設置を予定している。

この連携の拠点における機能のうち、

- ① 退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
- ② 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
- ③ 人材育成

については医療分野の豊富な知識を有し、かつ、地域の医療機関と連携できる者が行わなければ、連携の拠点としての機能を発揮できない。

一方、在宅医療と介護を一体的に提供し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として、介護保険法に基づき実施している「在宅医療・介護連携推進事業」（以下、「医介連携事業」という。）では、

- ① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ② 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

について、事業を有効に推進するため、専門性を確保している事業者に業務を委託している。

医介連携事業は介護保険被保険者を、本件はそれ以外の在宅医療を必要とする者を主な対象としているが、実際に支援や情報共有を行う医療・介護関係者等は、介護保険の被保険者であるか否かに関わらず、連携して在宅医療の推進に取り組むこととなる。事業者が行う取組の共通的な項目をまとめると、以下のとおりとなる。

在宅医療連携拠点事業	医介連携事業	具体的な共通する事業内容（例）
①	③	・在宅医療機関にかかること ・人生会議（ACP）の実施に関する こと 他
②	①及び②	・多職種等との連携に関する こと ・各種会議に関する こと ・事業者との連携に関する こと ・情報共有に関する こと 他
③	—	—

これらの事業は密接不可分な関係にあり、そのため、両事業の受託者が別の事業者となった場合、医療、介護関係者等が複数の取組に関わる必要が生じる。また、医介連携事業と拠点の窓口が異なる場合、事業者がどちらの窓口相談をすればいいのか、また、対象年齢等により相談を受け付けてもらえないなど、さまざまな混乱を生じる危険性がある。

以上のことから、在宅医療連携拠点事業については、医介連携事業における受託者（共同体含む。以下同じ）が実施する必要がある。地区医師会は、地域において医療、保健、福祉に関する見識を有し、公益的な事業を実施しており、在宅医療の提供体制構築のためには、地域の医療機関と円滑に連携できる団体であることが本件の受託の条件を満たしている。

なお、契約についても同一のものとすることが望ましいが、大阪府から連携の拠点の方針が示された時点（大阪府在宅医療推進部会 令和5年8月10日開催）で医介連携事業は、既にプロポーザル方式により選定した事業者と令和4年度（11区）・令和5年度（13区）に長期継続契約を締結している状況にある。

については、次期契約の締結までの間、医介連携事業における受託者のうち、医療機関と円滑に連携できる団体である、上記契約相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課保健医療グループ

（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称 令和6年度 在宅医療連携拠点事業業務委託（概算契約）

2 契約相手方 一般社団法人 天王寺区医師会

3 随意契約理由

第8次大阪府医療計画においては、在宅医療圏域での在宅医療提供体制を推進するため、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」（以下、「連携の拠点」という。）を設置することが予定されている。

本市においては、在宅医療圏域における連携の拠点について、関係機関との連携を効率的かつ有効に進めるため、行政区単位における設置を予定している。

この連携の拠点における機能のうち、

- ① 退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
- ② 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
- ③ 人材育成

については医療分野の豊富な知識を有し、かつ、地域の医療機関と連携できる者が行わなければ、連携の拠点としての機能を発揮できない。

一方、在宅医療と介護を一体的に提供し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として、介護保険法に基づき実施している「在宅医療・介護連携推進事業」（以下、「医介連携事業」という。）では、

- ① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ② 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

について、事業を有効に推進するため、専門性を確保している事業者に業務を委託している。

医介連携事業は介護保険被保険者を、本件はそれ以外の在宅医療を必要とする者を主な対象としているが、実際に支援や情報共有を行う医療・介護関係者等は、介護保険の被保険者であるか否かに関わらず、連携して在宅医療の推進に取り組むこととなる。事業者が行う取組の共通的な項目をまとめると、以下のとおりとなる。

在宅医療連携拠点事業	医介連携事業	具体的な共通する事業内容（例）
①	③	・在宅医療機関にかかること ・人生会議（ACP）の実施に関する こと 他
②	①及び②	・多職種等との連携に関する こと ・各種会議に関する こと ・事業者との連携に関する こと ・情報共有に関する こと 他
③	—	—

これらの事業は密接不可分な関係にあり、そのため、両事業の受託者が別の事業者となった場合、医療、介護関係者等が複数の取組に関わる必要が生じる。また、医介連携事業と拠点の窓口が異なる場合、事業者がどちらの窓口相談をすればいいのか、また、対象年齢等により相談を受け付けてもらえないなど、さまざまな混乱を生じる危険性がある。

以上のことから、在宅医療連携拠点事業については、医介連携事業における受託者（共同体含む。以下同じ）が実施する必要がある。地区医師会は、地域において医療、保健、福祉に関する見識を有し、公益的な事業を実施しており、在宅医療の提供体制構築のためには、地域の医療機関と円滑に連携できる団体であることが本件の受託の条件を満たしている。

なお、契約についても同一のものとすることが望ましいが、大阪府から連携の拠点の方針が示された時点（大阪府在宅医療推進部会 令和5年8月10日開催）で医介連携事業は、既にプロポーザル方式により選定した事業者と令和4年度（11区）・令和5年度（13区）に長期継続契約を締結している状況にある。

については、次期契約の締結までの間、医介連携事業における受託者のうち、医療機関と円滑に連携できる団体である、上記契約相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課保健医療グループ

（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称 令和6年度 在宅医療連携拠点事業業務委託（概算契約）

2 契約相手方 一般社団法人 浪速区医師会

3 随意契約理由

第8次大阪府医療計画においては、在宅医療圏域での在宅医療提供体制を推進するため、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」（以下、「連携の拠点」という。）を設置することが予定されている。

本市においては、在宅医療圏域における連携の拠点について、関係機関との連携を効率的かつ有効に進めるため、行政区単位における設置を予定している。

この連携の拠点における機能のうち、

- ① 退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
- ② 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
- ③ 人材育成

については医療分野の豊富な知識を有し、かつ、地域の医療機関と連携できる者が行わなければ、連携の拠点としての機能を発揮できない。

一方、在宅医療と介護を一体的に提供し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として、介護保険法に基づき実施している「在宅医療・介護連携推進事業」（以下、「医介連携事業」という。）では、

- ① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ② 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

について、事業を有効に推進するため、専門性を確保している事業者に業務を委託している。

医介連携事業は介護保険被保険者を、本件はそれ以外の在宅医療を必要とする者を主な対象としているが、実際に支援や情報共有を行う医療・介護関係者等は、介護保険の被保険者であるか否かに関わらず、連携して在宅医療の推進に取り組むこととなる。事業者が行う取組の共通的な項目をまとめると、以下のとおりとなる。

在宅医療連携拠点事業	医介連携事業	具体的な共通する事業内容（例）
①	③	・在宅医療機関にかかること ・人生会議（ACP）の実施に関する こと 他
②	①及び②	・多職種等との連携に関する こと ・各種会議に関する こと ・事業者との連携に関する こと ・情報共有に関する こと 他
③	—	—

これらの事業は密接不可分な関係にあり、そのため、両事業の受託者が別の事業者となった場合、医療、介護関係者等が複数の取組に関わる必要が生じる。また、医介連携事業と拠点の窓口が異なる場合、事業者がどちらの窓口相談をすればいいのか、また、対象年齢等により相談を受け付けてもらえないなど、さまざまな混乱を生じる危険性がある。

以上のことから、在宅医療連携拠点事業については、医介連携事業における受託者（共同体含む。以下同じ）が実施する必要がある。地区医師会は、地域において医療、保健、福祉に関する見識を有し、公益的な事業を実施しており、在宅医療の提供体制構築のためには、地域の医療機関と円滑に連携できる団体であることが本件の受託の条件を満たしている。

なお、契約についても同一のものとすることが望ましいが、大阪府から連携の拠点の方針が示された時点（大阪府在宅医療推進部会 令和5年8月10日開催）で医介連携事業は、既にプロポーザル方式により選定した事業者と令和4年度（11区）・令和5年度（13区）に長期継続契約を締結している状況にある。

については、次期契約の締結までの間、医介連携事業における受託者のうち、医療機関と円滑に連携できる団体である、上記契約相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課保健医療グループ

（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称 令和6年度 在宅医療連携拠点事業業務委託（概算契約）

2 契約相手方 一般社団法人 西淀川区医師会

3 随意契約理由

第8次大阪府医療計画においては、在宅医療圏域での在宅医療提供体制を推進するため、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」（以下、「連携の拠点」という。）を設置することが予定されている。

本市においては、在宅医療圏域における連携の拠点について、関係機関との連携を効率的かつ有効に進めるため、行政区単位における設置を予定している。

この連携の拠点における機能のうち、

- ① 退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
- ② 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
- ③ 人材育成

については医療分野の豊富な知識を有し、かつ、地域の医療機関と連携できる者が行わなければ、連携の拠点としての機能を発揮できない。

一方、在宅医療と介護を一体的に提供し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として、介護保険法に基づき実施している「在宅医療・介護連携推進事業」（以下、「医介連携事業」という。）では、

- ① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ② 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

について、事業を有効に推進するため、専門性を確保している事業者に業務を委託している。

医介連携事業は介護保険被保険者を、本件はそれ以外の在宅医療を必要とする者を主な対象としているが、実際に支援や情報共有を行う医療・介護関係者等は、介護保険の被保険者であるか否かに関わらず、連携して在宅医療の推進に取り組むこととなる。事業者が行う取組の共通的な項目をまとめると、以下のとおりとなる。

在宅医療連携拠点事業	医介連携事業	具体的な共通する事業内容（例）
①	③	・在宅医療機関にかかること ・人生会議（ACP）の実施に関する こと 他
②	①及び②	・多職種等との連携に関する こと ・各種会議に関する こと ・事業者との連携に関する こと ・情報共有に関する こと 他
③	—	—

これらの事業は密接不可分な関係にあり、そのため、両事業の受託者が別の事業者となった場合、医療、介護関係者等が複数の取組に関わる必要が生じる。また、医介連携事業と拠点の窓口が異なる場合、事業者がどちらの窓口相談をすればいいのか、また、対象年齢等により相談を受け付けてもらえないなど、さまざまな混乱を生じる危険性がある。

以上のことから、在宅医療連携拠点事業については、医介連携事業における受託者（共同体含む。以下同じ）が実施する必要がある。地区医師会は、地域において医療、保健、福祉に関する見識を有し、公益的な事業を実施しており、在宅医療の提供体制構築のためには、地域の医療機関と円滑に連携できる団体であることが本件の受託の条件を満たしている。

なお、契約についても同一のものとすることが望ましいが、大阪府から連携の拠点の方針が示された時点（大阪府在宅医療推進部会 令和5年8月10日開催）で医介連携事業は、既にプロポーザル方式により選定した事業者と令和4年度（11区）・令和5年度（13区）に長期継続契約を締結している状況にある。

については、次期契約の締結までの間、医介連携事業における受託者のうち、医療機関と円滑に連携できる団体である、上記契約相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課保健医療グループ

（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称 令和6年度 在宅医療連携拠点事業業務委託（概算契約）

2 契約相手方 一般社団法人 大阪市淀川区医師会

3 随意契約理由

第8次大阪府医療計画においては、在宅医療圏域での在宅医療提供体制を推進するため、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」（以下、「連携の拠点」という。）を設置することが予定されている。

本市においては、在宅医療圏域における連携の拠点について、関係機関との連携を効率的かつ有効に進めるため、行政区単位における設置を予定している。

この連携の拠点における機能のうち、

- ① 退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
- ② 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
- ③ 人材育成

については医療分野の豊富な知識を有し、かつ、地域の医療機関と連携できる者が行わなければ、連携の拠点としての機能を発揮できない。

一方、在宅医療と介護を一体的に提供し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として、介護保険法に基づき実施している「在宅医療・介護連携推進事業」（以下、「医介連携事業」という。）では、

- ① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ② 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

について、事業を有効に推進するため、専門性を確保している事業者に業務を委託している。

医介連携事業は介護保険被保険者を、本件はそれ以外の在宅医療を必要とする者を主な対象としているが、実際に支援や情報共有を行う医療・介護関係者等は、介護保険の被保険者であるか否かに関わらず、連携して在宅医療の推進に取り組むこととなる。事業者が行う取組の共通的な項目をまとめると、以下のとおりとなる。

在宅医療連携拠点事業	医介連携事業	具体的な共通する事業内容（例）
①	③	・在宅医療機関にかかること ・人生会議（ACP）の実施に関する こと 他
②	①及び②	・多職種等との連携に関する こと ・各種会議に関する こと ・事業者との連携に関する こと ・情報共有に関する こと 他
③	—	—

これらの事業は密接不可分な関係にあり、そのため、両事業の受託者が別の事業者となった場合、医療、介護関係者等が複数の取組に関わる必要が生じる。また、医介連携事業と拠点の窓口が異なる場合、事業者がどちらの窓口相談をすればいいのか、また、対象年齢等により相談を受け付けてもらえないなど、さまざまな混乱を生じる危険性がある。

以上のことから、在宅医療連携拠点事業については、医介連携事業における受託者（共同体含む。以下同じ）が実施する必要がある。地区医師会は、地域において医療、保健、福祉に関する見識を有し、公益的な事業を実施しており、在宅医療の提供体制構築のためには、地域の医療機関と円滑に連携できる団体であることが本件の受託の条件を満たしている。

なお、契約についても同一のものとすることが望ましいが、大阪府から連携の拠点の方針が示された時点（大阪府在宅医療推進部会 令和5年8月10日開催）で医介連携事業は、既にプロポーザル方式により選定した事業者と令和4年度（11区）・令和5年度（13区）に長期継続契約を締結している状況にある。

については、次期契約の締結までの間、医介連携事業における受託者のうち、医療機関と円滑に連携できる団体である、上記契約相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課保健医療グループ

（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称 令和6年度 在宅医療連携拠点事業業務委託（概算契約）

2 契約相手方 一般社団法人 大阪市東淀川区医師会

3 随意契約理由

第8次大阪府医療計画においては、在宅医療圏域での在宅医療提供体制を推進するため、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」（以下、「連携の拠点」という。）を設置することが予定されている。

本市においては、在宅医療圏域における連携の拠点について、関係機関との連携を効率的かつ有効に進めるため、行政区単位における設置を予定している。

この連携の拠点における機能のうち、

- ① 退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
- ② 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
- ③ 人材育成

については医療分野の豊富な知識を有し、かつ、地域の医療機関と連携できる者が行わなければ、連携の拠点としての機能を発揮できない。

一方、在宅医療と介護を一体的に提供し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として、介護保険法に基づき実施している「在宅医療・介護連携推進事業」（以下、「医介連携事業」という。）では、

- ① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ② 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

について、事業を有効に推進するため、専門性を確保している事業者に業務を委託している。

医介連携事業は介護保険被保険者を、本件はそれ以外の在宅医療を必要とする者を主な対象としているが、実際に支援や情報共有を行う医療・介護関係者等は、介護保険の被保険者であるか否かに関わらず、連携して在宅医療の推進に取り組むこととなる。事業者が行う取組の共通的な項目をまとめると、以下のとおりとなる。

在宅医療連携拠点事業	医介連携事業	具体的な共通する事業内容（例）
①	③	・在宅医療機関にかかること ・人生会議（ACP）の実施に関する こと 他
②	①及び②	・多職種等との連携に関する こと ・各種会議に関する こと ・事業者との連携に関する こと ・情報共有に関する こと 他
③	—	—

これらの事業は密接不可分な関係にあり、そのため、両事業の受託者が別の事業者となった場合、医療、介護関係者等が複数の取組に関わる必要が生じる。また、医介連携事業と拠点の窓口が異なる場合、事業者がどちらの窓口相談をすればいいのか、また、対象年齢等により相談を受け付けてもらえないなど、さまざまな混乱を生じる危険性がある。

以上のことから、在宅医療連携拠点事業については、医介連携事業における受託者（共同体含む。以下同じ）が実施する必要がある。地区医師会は、地域において医療、保健、福祉に関する見識を有し、公益的な事業を実施しており、在宅医療の提供体制構築のためには、地域の医療機関と円滑に連携できる団体であることが本件の受託の条件を満たしている。

なお、契約についても同一のものとすることが望ましいが、大阪府から連携の拠点の方針が示された時点（大阪府在宅医療推進部会 令和5年8月10日開催）で医介連携事業は、既にプロポーザル方式により選定した事業者と令和4年度（11区）・令和5年度（13区）に長期継続契約を締結している状況にある。

については、次期契約の締結までの間、医介連携事業における受託者のうち、医療機関と円滑に連携できる団体である、上記契約相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課保健医療グループ

（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称 令和6年度 在宅医療連携拠点事業業務委託（概算契約）

2 契約相手方 一般社団法人 東成区医師会

3 随意契約理由

第8次大阪府医療計画においては、在宅医療圏域での在宅医療提供体制を推進するため、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」（以下、「連携の拠点」という。）を設置することが予定されている。

本市においては、在宅医療圏域における連携の拠点について、関係機関との連携を効率的かつ有効に進めるため、行政区単位における設置を予定している。

この連携の拠点における機能のうち、

- ① 退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
- ② 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
- ③ 人材育成

については医療分野の豊富な知識を有し、かつ、地域の医療機関と連携できる者が行わなければ、連携の拠点としての機能を発揮できない。

一方、在宅医療と介護を一体的に提供し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として、介護保険法に基づき実施している「在宅医療・介護連携推進事業」（以下、「医介連携事業」という。）では、

- ① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ② 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

について、事業を有効に推進するため、専門性を確保している事業者に業務を委託している。

医介連携事業は介護保険被保険者を、本件はそれ以外の在宅医療を必要とする者を主な対象としているが、実際に支援や情報共有を行う医療・介護関係者等は、介護保険の被保険者であるか否かに関わらず、連携して在宅医療の推進に取り組むこととなる。事業者が行う取組の共通的な項目をまとめると、以下のとおりとなる。

在宅医療連携拠点事業	医介連携事業	具体的な共通する事業内容（例）
①	③	・在宅医療機関にかかること ・人生会議（ACP）の実施に関する こと 他
②	①及び②	・多職種等との連携に関する こと ・各種会議に関する こと ・事業者との連携に関する こと ・情報共有に関する こと 他
③	—	—

これらの事業は密接不可分な関係にあり、そのため、両事業の受託者が別の事業者となった場合、医療、介護関係者等が複数の取組に関わる必要が生じる。また、医介連携事業と拠点の窓口が異なる場合、事業者がどちらの窓口相談をすればいいのか、また、対象年齢等により相談を受け付けてもらえないなど、さまざまな混乱を生じる危険性がある。

以上のことから、在宅医療連携拠点事業については、医介連携事業における受託者（共同体含む。以下同じ）が実施する必要がある。地区医師会は、地域において医療、保健、福祉に関する見識を有し、公益的な事業を実施しており、在宅医療の提供体制構築のためには、地域の医療機関と円滑に連携できる団体であることが本件の受託の条件を満たしている。

なお、契約についても同一のものとすることが望ましいが、大阪府から連携の拠点の方針が示された時点（大阪府在宅医療推進部会 令和5年8月10日開催）で医介連携事業は、既にプロポーザル方式により選定した事業者と令和4年度（11区）・令和5年度（13区）に長期継続契約を締結している状況にある。

については、次期契約の締結までの間、医介連携事業における受託者のうち、医療機関と円滑に連携できる団体である、上記契約相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課保健医療グループ

（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称 令和6年度 在宅医療連携拠点事業業務委託（概算契約）

2 契約相手方 一般社団法人 生野区医師会

3 随意契約理由

第8次大阪府医療計画においては、在宅医療圏域での在宅医療提供体制を推進するため、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」（以下、「連携の拠点」という。）を設置することが予定されている。

本市においては、在宅医療圏域における連携の拠点について、関係機関との連携を効率的かつ有効に進めるため、行政区単位における設置を予定している。

この連携の拠点における機能のうち、

- ① 退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
- ② 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
- ③ 人材育成

については医療分野の豊富な知識を有し、かつ、地域の医療機関と連携できる者が行わなければ、連携の拠点としての機能を発揮できない。

一方、在宅医療と介護を一体的に提供し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として、介護保険法に基づき実施している「在宅医療・介護連携推進事業」（以下、「医介連携事業」という。）では、

- ① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ② 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

について、事業を有効に推進するため、専門性を確保している事業者に業務を委託している。

医介連携事業は介護保険被保険者を、本件はそれ以外の在宅医療を必要とする者を主な対象としているが、実際に支援や情報共有を行う医療・介護関係者等は、介護保険の被保険者であるか否かに関わらず、連携して在宅医療の推進に取り組むこととなる。事業者が行う取組の共通的な項目をまとめると、以下のとおりとなる。

在宅医療連携拠点事業	医介連携事業	具体的な共通する事業内容（例）
①	③	・在宅医療機関にかかること ・人生会議（ACP）の実施に関する こと 他
②	①及び②	・多職種等との連携に関する こと ・各種会議に関する こと ・事業者との連携に関する こと ・情報共有に関する こと 他
③	—	—

これらの事業は密接不可分な関係にあり、そのため、両事業の受託者が別の事業者となった場合、医療、介護関係者等が複数の取組に関わる必要が生じる。また、医介連携事業と拠点の窓口が異なる場合、事業者がどちらの窓口相談をすればいいのか、また、対象年齢等により相談を受け付けてもらえないなど、さまざまな混乱を生じる危険性がある。

以上のことから、在宅医療連携拠点事業については、医介連携事業における受託者（共同体含む。以下同じ）が実施する必要がある。地区医師会は、地域において医療、保健、福祉に関する見識を有し、公益的な事業を実施しており、在宅医療の提供体制構築のためには、地域の医療機関と円滑に連携できる団体であることが本件の受託の条件を満たしている。

なお、契約についても同一のものとすることが望ましいが、大阪府から連携の拠点の方針が示された時点（大阪府在宅医療推進部会 令和5年8月10日開催）で医介連携事業は、既にプロポーザル方式により選定した事業者と令和4年度（11区）・令和5年度（13区）に長期継続契約を締結している状況にある。

については、次期契約の締結までの間、医介連携事業における受託者のうち、医療機関と円滑に連携できる団体である、上記契約相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課保健医療グループ

（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称 令和6年度 在宅医療連携拠点事業業務委託（概算契約）

2 契約相手方 一般社団法人 大阪市旭区医師会

3 随意契約理由

第8次大阪府医療計画においては、在宅医療圏域での在宅医療提供体制を推進するため、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」（以下、「連携の拠点」という。）を設置することが予定されている。

本市においては、在宅医療圏域における連携の拠点について、関係機関との連携を効率的かつ有効に進めるため、行政区単位における設置を予定している。

この連携の拠点における機能のうち、

- ① 退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
- ② 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
- ③ 人材育成

については医療分野の豊富な知識を有し、かつ、地域の医療機関と連携できる者が行わなければ、連携の拠点としての機能を発揮できない。

一方、在宅医療と介護を一体的に提供し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として、介護保険法に基づき実施している「在宅医療・介護連携推進事業」（以下、「医介連携事業」という。）では、

- ① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ② 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

について、事業を有効に推進するため、専門性を確保している事業者に業務を委託している。

医介連携事業は介護保険被保険者を、本件はそれ以外の在宅医療を必要とする者を主な対象としているが、実際に支援や情報共有を行う医療・介護関係者等は、介護保険の被保険者であるか否かに関わらず、連携して在宅医療の推進に取り組むこととなる。事業者が行う取組の共通的な項目をまとめると、以下のとおりとなる。

在宅医療連携拠点事業	医介連携事業	具体的な共通する事業内容（例）
①	③	・在宅医療機関にかかること ・人生会議（ACP）の実施に関する こと 他
②	①及び②	・多職種等との連携に関する こと ・各種会議に関する こと ・事業者との連携に関する こと ・情報共有に関する こと 他
③	—	—

これらの事業は密接不可分な関係にあり、そのため、両事業の受託者が別の事業者となった場合、医療、介護関係者等が複数の取組に関わる必要が生じる。また、医介連携事業と拠点の窓口が異なる場合、事業者がどちらの窓口相談をすればいいのか、また、対象年齢等により相談を受け付けてもらえないなど、さまざまな混乱を生じる危険性がある。

以上のことから、在宅医療連携拠点事業については、医介連携事業における受託者（共同体含む。以下同じ）が実施する必要がある。地区医師会は、地域において医療、保健、福祉に関する見識を有し、公益的な事業を実施しており、在宅医療の提供体制構築のためには、地域の医療機関と円滑に連携できる団体であることが本件の受託の条件を満たしている。

なお、契約についても同一のものとすることが望ましいが、大阪府から連携の拠点の方針が示された時点（大阪府在宅医療推進部会 令和5年8月10日開催）で医介連携事業は、既にプロポーザル方式により選定した事業者と令和4年度（11区）・令和5年度（13区）に長期継続契約を締結している状況にある。

については、次期契約の締結までの間、医介連携事業における受託者のうち、医療機関と円滑に連携できる団体である、上記契約相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課保健医療グループ

（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称 令和6年度 在宅医療連携拠点事業業務委託（概算契約）

2 契約相手方 一般社団法人 大阪市城東区医師会

3 随意契約理由

第8次大阪府医療計画においては、在宅医療圏域での在宅医療提供体制を推進するため、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」（以下、「連携の拠点」という。）を設置することが予定されている。

本市においては、在宅医療圏域における連携の拠点について、関係機関との連携を効率的かつ有効に進めるため、行政区単位における設置を予定している。

この連携の拠点における機能のうち、

- ① 退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
- ② 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
- ③ 人材育成

については医療分野の豊富な知識を有し、かつ、地域の医療機関と連携できる者が行わなければ、連携の拠点としての機能を発揮できない。

一方、在宅医療と介護を一体的に提供し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として、介護保険法に基づき実施している「在宅医療・介護連携推進事業」（以下、「医介連携事業」という。）では、

- ① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ② 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

について、事業を有効に推進するため、専門性を確保している事業者に業務を委託している。

医介連携事業は介護保険被保険者を、本件はそれ以外の在宅医療を必要とする者を主な対象としているが、実際に支援や情報共有を行う医療・介護関係者等は、介護保険の被保険者であるか否かに関わらず、連携して在宅医療の推進に取り組むこととなる。事業者が行う取組の共通的な項目をまとめると、以下のとおりとなる。

在宅医療連携拠点事業	医介連携事業	具体的な共通する事業内容（例）
①	③	・在宅医療機関にかかること ・人生会議（ACP）の実施に関する こと 他
②	①及び②	・多職種等との連携に関する こと ・各種会議に関する こと ・事業者との連携に関する こと ・情報共有に関する こと 他
③	—	—

これらの事業は密接不可分な関係にあり、そのため、両事業の受託者が別の事業者となった場合、医療、介護関係者等が複数の取組に関わる必要が生じる。また、医介連携事業と拠点の窓口が異なる場合、事業者がどちらの窓口相談をすればいいのか、また、対象年齢等により相談を受け付けてもらえないなど、さまざまな混乱を生じる危険性がある。

以上のことから、在宅医療連携拠点事業については、医介連携事業における受託者（共同体含む。以下同じ）が実施する必要がある。地区医師会は、地域において医療、保健、福祉に関する見識を有し、公益的な事業を実施しており、在宅医療の提供体制構築のためには、地域の医療機関と円滑に連携できる団体であることが本件の受託の条件を満たしている。

なお、契約についても同一のものとすることが望ましいが、大阪府から連携の拠点の方針が示された時点（大阪府在宅医療推進部会 令和5年8月10日開催）で医介連携事業は、既にプロポーザル方式により選定した事業者と令和4年度（11区）・令和5年度（13区）に長期継続契約を締結している状況にある。

については、次期契約の締結までの間、医介連携事業における受託者のうち、医療機関と円滑に連携できる団体である、上記契約相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課保健医療グループ

（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称 令和6年度 在宅医療連携拠点事業業務委託（概算契約）

2 契約相手方 一般社団法人 大阪市鶴見区医師会

3 随意契約理由

第8次大阪府医療計画においては、在宅医療圏域での在宅医療提供体制を推進するため、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」（以下、「連携の拠点」という。）を設置することが予定されている。

本市においては、在宅医療圏域における連携の拠点について、関係機関との連携を効率的かつ有効に進めるため、行政区単位における設置を予定している。

この連携の拠点における機能のうち、

- ① 退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
- ② 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
- ③ 人材育成

については医療分野の豊富な知識を有し、かつ、地域の医療機関と連携できる者が行わなければ、連携の拠点としての機能を発揮できない。

一方、在宅医療と介護を一体的に提供し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として、介護保険法に基づき実施している「在宅医療・介護連携推進事業」（以下、「医介連携事業」という。）では、

- ① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ② 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

について、事業を有効に推進するため、専門性を確保している事業者に業務を委託している。

医介連携事業は介護保険被保険者を、本件はそれ以外の在宅医療を必要とする者を主な対象としているが、実際に支援や情報共有を行う医療・介護関係者等は、介護保険の被保険者であるか否かに関わらず、連携して在宅医療の推進に取り組むこととなる。事業者が行う取組の共通的な項目をまとめると、以下のとおりとなる。

在宅医療連携拠点事業	医介連携事業	具体的な共通する事業内容（例）
①	③	・在宅医療機関にかかること ・人生会議（ACP）の実施に関する こと 他
②	①及び②	・多職種等との連携に関する こと ・各種会議に関する こと ・事業者との連携に関する こと ・情報共有に関する こと 他
③	—	—

これらの事業は密接不可分な関係にあり、そのため、両事業の受託者が別の事業者となった場合、医療、介護関係者等が複数の取組に関わる必要が生じる。また、医介連携事業と拠点の窓口が異なる場合、事業者がどちらの窓口相談をすればいいのか、また、対象年齢等により相談を受け付けてもらえないなど、さまざまな混乱を生じる危険性がある。

以上のことから、在宅医療連携拠点事業については、医介連携事業における受託者（共同体含む。以下同じ）が実施する必要がある。地区医師会は、地域において医療、保健、福祉に関する見識を有し、公益的な事業を実施しており、在宅医療の提供体制構築のためには、地域の医療機関と円滑に連携できる団体であることが本件の受託の条件を満たしている。

なお、契約についても同一のものとすることが望ましいが、大阪府から連携の拠点の方針が示された時点（大阪府在宅医療推進部会 令和5年8月10日開催）で医介連携事業は、既にプロポーザル方式により選定した事業者と令和4年度（11区）・令和5年度（13区）に長期継続契約を締結している状況にある。

については、次期契約の締結までの間、医介連携事業における受託者のうち、医療機関と円滑に連携できる団体である、上記契約相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課保健医療グループ

（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称 令和6年度 在宅医療連携拠点事業業務委託（概算契約）

2 契約相手方 一般社団法人 大阪市阿倍野区医師会

3 随意契約理由

第8次大阪府医療計画においては、在宅医療圏域での在宅医療提供体制を推進するため、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」（以下、「連携の拠点」という。）を設置することが予定されている。

本市においては、在宅医療圏域における連携の拠点について、関係機関との連携を効率的かつ有効に進めるため、行政区単位における設置を予定している。

この連携の拠点における機能のうち、

- ① 退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
- ② 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
- ③ 人材育成

については医療分野の豊富な知識を有し、かつ、地域の医療機関と連携できる者が行わなければ、連携の拠点としての機能を発揮できない。

一方、在宅医療と介護を一体的に提供し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として、介護保険法に基づき実施している「在宅医療・介護連携推進事業」（以下、「医介連携事業」という。）では、

- ① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ② 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

について、事業を有効に推進するため、専門性を確保している事業者に業務を委託している。

医介連携事業は介護保険被保険者を、本件はそれ以外の在宅医療を必要とする者を主な対象としているが、実際に支援や情報共有を行う医療・介護関係者等は、介護保険の被保険者であるか否かに関わらず、連携して在宅医療の推進に取り組むこととなる。事業者が行う取組の共通的な項目をまとめると、以下のとおりとなる。

在宅医療連携拠点事業	医介連携事業	具体的な共通する事業内容（例）
①	③	・在宅医療機関にかかること ・人生会議（ACP）の実施に関する こと 他
②	①及び②	・多職種等との連携に関する こと ・各種会議に関する こと ・事業者との連携に関する こと ・情報共有に関する こと 他
③	—	—

これらの事業は密接不可分な関係にあり、そのため、両事業の受託者が別の事業者となった場合、医療、介護関係者等が複数の取組に関わる必要が生じる。また、医介連携事業と拠点の窓口が異なる場合、事業者がどちらの窓口相談をすればいいのか、また、対象年齢等により相談を受け付けてもらえないなど、さまざまな混乱を生じる危険性がある。

以上のことから、在宅医療連携拠点事業については、医介連携事業における受託者（共同体含む。以下同じ）が実施する必要がある。地区医師会は、地域において医療、保健、福祉に関する見識を有し、公益的な事業を実施しており、在宅医療の提供体制構築のためには、地域の医療機関と円滑に連携できる団体であることが本件の受託の条件を満たしている。

なお、契約についても同一のものとすることが望ましいが、大阪府から連携の拠点の方針が示された時点（大阪府在宅医療推進部会 令和5年8月10日開催）で医介連携事業は、既にプロポーザル方式により選定した事業者と令和4年度（11区）・令和5年度（13区）に長期継続契約を締結している状況にある。

については、次期契約の締結までの間、医介連携事業における受託者のうち、医療機関と円滑に連携できる団体である、上記契約相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課保健医療グループ

（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称 令和6年度 在宅医療連携拠点事業業務委託（概算契約）

2 契約相手方 一般社団法人 大阪市住之江区医師会

3 随意契約理由

第8次大阪府医療計画においては、在宅医療圏域での在宅医療提供体制を推進するため、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」（以下、「連携の拠点」という。）を設置することが予定されている。

本市においては、在宅医療圏域における連携の拠点について、関係機関との連携を効率的かつ有効に進めるため、行政区単位における設置を予定している。

この連携の拠点における機能のうち、

- ① 退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
- ② 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
- ③ 人材育成

については医療分野の豊富な知識を有し、かつ、地域の医療機関と連携できる者が行わなければ、連携の拠点としての機能を発揮できない。

一方、在宅医療と介護を一体的に提供し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として、介護保険法に基づき実施している「在宅医療・介護連携推進事業」（以下、「医介連携事業」という。）では、

- ① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ② 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

について、事業を有効に推進するため、専門性を確保している事業者に業務を委託している。

医介連携事業は介護保険被保険者を、本件はそれ以外の在宅医療を必要とする者を主な対象としているが、実際に支援や情報共有を行う医療・介護関係者等は、介護保険の被保険者であるか否かに関わらず、連携して在宅医療の推進に取り組むこととなる。事業者が行う取組の共通的な項目をまとめると、以下のとおりとなる。

在宅医療連携拠点事業	医介連携事業	具体的な共通する事業内容（例）
①	③	・在宅医療機関にかかること ・人生会議（ACP）の実施に関する こと 他
②	①及び②	・多職種等との連携に関する こと ・各種会議に関する こと ・事業者との連携に関する こと ・情報共有に関する こと 他
③	—	—

これらの事業は密接不可分な関係にあり、そのため、両事業の受託者が別の事業者となった場合、医療、介護関係者等が複数の取組に関わる必要が生じる。また、医介連携事業と拠点の窓口が異なる場合、事業者がどちらの窓口相談をすればいいのか、また、対象年齢等により相談を受け付けてもらえないなど、さまざまな混乱を生じる危険性がある。

以上のことから、在宅医療連携拠点事業については、医介連携事業における受託者（共同体含む。以下同じ）が実施する必要がある。地区医師会は、地域において医療、保健、福祉に関する見識を有し、公益的な事業を実施しており、在宅医療の提供体制構築のためには、地域の医療機関と円滑に連携できる団体であることが本件の受託の条件を満たしている。

なお、契約についても同一のものとすることが望ましいが、大阪府から連携の拠点の方針が示された時点（大阪府在宅医療推進部会 令和5年8月10日開催）で医介連携事業は、既にプロポーザル方式により選定した事業者と令和4年度（11区）・令和5年度（13区）に長期継続契約を締結している状況にある。

については、次期契約の締結までの間、医介連携事業における受託者のうち、医療機関と円滑に連携できる団体である、上記契約相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課保健医療グループ

（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称 令和6年度 在宅医療連携拠点事業業務委託（概算契約）

2 契約相手方 一般社団法人 大阪市住吉区医師会

3 随意契約理由

第8次大阪府医療計画においては、在宅医療圏域での在宅医療提供体制を推進するため、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」（以下、「連携の拠点」という。）を設置することが予定されている。

本市においては、在宅医療圏域における連携の拠点について、関係機関との連携を効率的かつ有効に進めるため、行政区単位における設置を予定している。

この連携の拠点における機能のうち、

- ① 退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
- ② 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
- ③ 人材育成

については医療分野の豊富な知識を有し、かつ、地域の医療機関と連携できる者が行わなければ、連携の拠点としての機能を発揮できない。

一方、在宅医療と介護を一体的に提供し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として、介護保険法に基づき実施している「在宅医療・介護連携推進事業」（以下、「医介連携事業」という。）では、

- ① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ② 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

について、事業を有効に推進するため、専門性を確保している事業者に業務を委託している。

医介連携事業は介護保険被保険者を、本件はそれ以外の在宅医療を必要とする者を主な対象としているが、実際に支援や情報共有を行う医療・介護関係者等は、介護保険の被保険者であるか否かに関わらず、連携して在宅医療の推進に取り組むこととなる。事業者が行う取組の共通的な項目をまとめると、以下のとおりとなる。

在宅医療連携拠点事業	医介連携事業	具体的な共通する事業内容（例）
①	③	・在宅医療機関にかかること ・人生会議（ACP）の実施に関する こと 他
②	①及び②	・多職種等との連携に関する こと ・各種会議に関する こと ・事業者との連携に関する こと ・情報共有に関する こと 他
③	—	—

これらの事業は密接不可分な関係にあり、そのため、両事業の受託者が別の事業者となった場合、医療、介護関係者等が複数の取組に関わる必要が生じる。また、医介連携事業と拠点の窓口が異なる場合、事業者がどちらの窓口相談をすればいいのか、また、対象年齢等により相談を受け付けてもらえないなど、さまざまな混乱を生じる危険性がある。

以上のことから、在宅医療連携拠点事業については、医介連携事業における受託者（共同体含む。以下同じ）が実施する必要がある。地区医師会は、地域において医療、保健、福祉に関する見識を有し、公益的な事業を実施しており、在宅医療の提供体制構築のためには、地域の医療機関と円滑に連携できる団体であることが本件の受託の条件を満たしている。

なお、契約についても同一のものとすることが望ましいが、大阪府から連携の拠点の方針が示された時点（大阪府在宅医療推進部会 令和5年8月10日開催）で医介連携事業は、既にプロポーザル方式により選定した事業者と令和4年度（11区）・令和5年度（13区）に長期継続契約を締結している状況にある。

については、次期契約の締結までの間、医介連携事業における受託者のうち、医療機関と円滑に連携できる団体である、上記契約相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課保健医療グループ

（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称 令和6年度 在宅医療連携拠点事業業務委託（概算契約）

2 契約相手方 一般社団法人 大阪市東住吉区医師会

3 随意契約理由

第8次大阪府医療計画においては、在宅医療圏域での在宅医療提供体制を推進するため、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」（以下、「連携の拠点」という。）を設置することが予定されている。

本市においては、在宅医療圏域における連携の拠点について、関係機関との連携を効率的かつ有効に進めるため、行政区単位における設置を予定している。

この連携の拠点における機能のうち、

- ① 退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
- ② 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
- ③ 人材育成

については医療分野の豊富な知識を有し、かつ、地域の医療機関と連携できる者が行わなければ、連携の拠点としての機能を発揮できない。

一方、在宅医療と介護を一体的に提供し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として、介護保険法に基づき実施している「在宅医療・介護連携推進事業」（以下、「医介連携事業」という。）では、

- ① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ② 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

について、事業を有効に推進するため、専門性を確保している事業者に業務を委託している。

医介連携事業は介護保険被保険者を、本件はそれ以外の在宅医療を必要とする者を主な対象としているが、実際に支援や情報共有を行う医療・介護関係者等は、介護保険の被保険者であるか否かに関わらず、連携して在宅医療の推進に取り組むこととなる。事業者が行う取組の共通的な項目をまとめると、以下のとおりとなる。

在宅医療連携拠点事業	医介連携事業	具体的な共通する事業内容（例）
①	③	・在宅医療機関にかかること ・人生会議（ACP）の実施に関する こと 他
②	①及び②	・多職種等との連携に関する こと ・各種会議に関する こと ・事業者との連携に関する こと ・情報共有に関する こと 他
③	—	—

これらの事業は密接不可分な関係にあり、そのため、両事業の受託者が別の事業者となった場合、医療、介護関係者等が複数の取組に関わる必要が生じる。また、医介連携事業と拠点の窓口が異なる場合、事業者がどちらの窓口相談をすればいいのか、また、対象年齢等により相談を受け付けてもらえないなど、さまざまな混乱を生じる危険性がある。

以上のことから、在宅医療連携拠点事業については、医介連携事業における受託者（共同体含む。以下同じ）が実施する必要がある。地区医師会は、地域において医療、保健、福祉に関する見識を有し、公益的な事業を実施しており、在宅医療の提供体制構築のためには、地域の医療機関と円滑に連携できる団体であることが本件の受託の条件を満たしている。

なお、契約についても同一のものとすることが望ましいが、大阪府から連携の拠点の方針が示された時点（大阪府在宅医療推進部会 令和5年8月10日開催）で医介連携事業は、既にプロポーザル方式により選定した事業者と令和4年度（11区）・令和5年度（13区）に長期継続契約を締結している状況にある。

については、次期契約の締結までの間、医介連携事業における受託者のうち、医療機関と円滑に連携できる団体である、上記契約相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課保健医療グループ

（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称 令和6年度 在宅医療連携拠点事業業務委託（概算契約）

2 契約相手方 一般社団法人 大阪市平野区医師会

3 随意契約理由

第8次大阪府医療計画においては、在宅医療圏域での在宅医療提供体制を推進するため、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」（以下、「連携の拠点」という。）を設置することが予定されている。

本市においては、在宅医療圏域における連携の拠点について、関係機関との連携を効率的かつ有効に進めるため、行政区単位における設置を予定している。

この連携の拠点における機能のうち、

- ① 退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
- ② 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
- ③ 人材育成

については医療分野の豊富な知識を有し、かつ、地域の医療機関と連携できる者が行わなければ、連携の拠点としての機能を発揮できない。

一方、在宅医療と介護を一体的に提供し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として、介護保険法に基づき実施している「在宅医療・介護連携推進事業」（以下、「医介連携事業」という。）では、

- ① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ② 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

について、事業を有効に推進するため、専門性を確保している事業者に業務を委託している。

医介連携事業は介護保険被保険者を、本件はそれ以外の在宅医療を必要とする者を主な対象としているが、実際に支援や情報共有を行う医療・介護関係者等は、介護保険の被保険者であるか否かに関わらず、連携して在宅医療の推進に取り組むこととなる。事業者が行う取組の共通的な項目をまとめると、以下のとおりとなる。

在宅医療連携拠点事業	医介連携事業	具体的な共通する事業内容（例）
①	③	・在宅医療機関にかかること ・人生会議（ACP）の実施に関する こと 他
②	①及び②	・多職種等との連携に関する こと ・各種会議に関する こと ・事業者との連携に関する こと ・情報共有に関する こと 他
③	—	—

これらの事業は密接不可分な関係にあり、そのため、両事業の受託者が別の事業者となった場合、医療、介護関係者等が複数の取組に関わる必要が生じる。また、医介連携事業と拠点の窓口が異なる場合、事業者がどちらの窓口相談をすればいいのか、また、対象年齢等により相談を受け付けてもらえないなど、さまざまな混乱を生じる危険性がある。

以上のことから、在宅医療連携拠点事業については、医介連携事業における受託者（共同体含む。以下同じ）が実施する必要がある。地区医師会は、地域において医療、保健、福祉に関する見識を有し、公益的な事業を実施しており、在宅医療の提供体制構築のためには、地域の医療機関と円滑に連携できる団体であることが本件の受託の条件を満たしている。

なお、契約についても同一のものとすることが望ましいが、大阪府から連携の拠点の方針が示された時点（大阪府在宅医療推進部会 令和5年8月10日開催）で医介連携事業は、既にプロポーザル方式により選定した事業者と令和4年度（11区）・令和5年度（13区）に長期継続契約を締結している状況にある。

については、次期契約の締結までの間、医介連携事業における受託者のうち、医療機関と円滑に連携できる団体である、上記契約相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課保健医療グループ

（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称 令和6年度 在宅医療連携拠点事業業務委託（概算契約）

2 契約相手方 一般社団法人 大阪市西成区医師会

3 随意契約理由

第8次大阪府医療計画においては、在宅医療圏域での在宅医療提供体制を推進するため、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」（以下、「連携の拠点」という。）を設置することが予定されている。

本市においては、在宅医療圏域における連携の拠点について、関係機関との連携を効率的かつ有効に進めるため、行政区単位における設置を予定している。

この連携の拠点における機能のうち、

- ① 退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
- ② 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
- ③ 人材育成

については医療分野の豊富な知識を有し、かつ、地域の医療機関と連携できる者が行わなければ、連携の拠点としての機能を発揮できない。

一方、在宅医療と介護を一体的に提供し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として、介護保険法に基づき実施している「在宅医療・介護連携推進事業」（以下、「医介連携事業」という。）では、

- ① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ② 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

について、事業を有効に推進するため、専門性を確保している事業者に業務を委託している。

医介連携事業は介護保険被保険者を、本件はそれ以外の在宅医療を必要とする者を主な対象としているが、実際に支援や情報共有を行う医療・介護関係者等は、介護保険の被保険者であるか否かに関わらず、連携して在宅医療の推進に取り組むこととなる。事業者が行う取組の共通的な項目をまとめると、以下のとおりとなる。

在宅医療連携拠点事業	医介連携事業	具体的な共通する事業内容（例）
①	③	・在宅医療機関にかかること ・人生会議（ACP）の実施に関する こと 他
②	①及び②	・多職種等との連携に関する こと ・各種会議に関する こと ・事業者との連携に関する こと ・情報共有に関する こと 他
③	—	—

これらの事業は密接不可分な関係にあり、そのため、両事業の受託者が別の事業者となった場合、医療、介護関係者等が複数の取組に関わる必要が生じる。また、医介連携事業と拠点の窓口が異なる場合、事業者がどちらの窓口相談をすればいいのか、また、対象年齢等により相談を受け付けてもらえないなど、さまざまな混乱を生じる危険性がある。

以上のことから、在宅医療連携拠点事業については、医介連携事業における受託者（共同体含む。以下同じ）が実施する必要がある。地区医師会は、地域において医療、保健、福祉に関する見識を有し、公益的な事業を実施しており、在宅医療の提供体制構築のためには、地域の医療機関と円滑に連携できる団体であることが本件の受託の条件を満たしている。

なお、契約についても同一のものとすることが望ましいが、大阪府から連携の拠点の方針が示された時点（大阪府在宅医療推進部会 令和5年8月10日開催）で医介連携事業は、既にプロポーザル方式により選定した事業者と令和4年度（11区）・令和5年度（13区）に長期継続契約を締結している状況にある。

については、次期契約の締結までの間、医介連携事業における受託者のうち、医療機関と円滑に連携できる団体である、上記契約相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課保健医療グループ

（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市健康づくりプロモーション事業企画運営業務委託

2 契約の相手方

株式会社 讀賣連合広告社

3 随意契約理由

本業務は、万博開催に向けた機運醸成として、健康増進に関する認知度の向上、市民の具体的な行動変容の促進や日々の健康増進活動につなげることを目的とするものである。

本業務の発注にあたり、集客イベント業務や検診受診勧奨等にかかる先進的・専門的な知識や経験を有する民間事業者から提案を求め、当該提案に基づき仕様を作成することが、業務の質的向上と予定価格の範囲の中で最大の効果を得ることができる最善の手法であることから、競争入札には適さない。

よって、提案に対して専門的な見識に基づく有識者の審査、優劣の判断により優れた提案を行う事業者を選定する公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、上記業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部局

健康局健康推進部健康づくり課（電話番号：06 - 6208 - 9969）

随意契約理由書

1 案件名称

健康なまちづくりに向けた保健師活動D X推進事業に係る業務改善コンサルティング
業務委託

2 契約の相手方

アビームコンサルティング株式会社

3 随意契約理由

本業務においては、アナログで行っている業務や横断的かつ課題のある業務の分析・B P R等を行うとともに、デジタル化・D Xの推進を見据えた検討を行う必要があり、豊富な経験や高度な専門的知識等による課題整理が必要であるため、予算額の範囲内にて、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましく、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、アビームコンサルティング株式会社の合計評価点が最も高く、契約相手方として適しているとのことであったため、その意見を踏まえ、アビームコンサルティング株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康推進部健康施策課管理グループ（電話番号 06-6208-9951）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度動物由来感染症に関する病原体調査業務委託

2 契約の相手方

地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所

3 随意契約理由

本業務は、蚊が媒介する感染症を早期に探知するため、CDC 式ライトトラップ及び 8 分間人囀法により蚊の捕集を行い、大阪市内における蚊の生息状況及び蚊の病原体保有状況とともに死亡野鳥のウエストナイルウイルス保有状況を調査する業務である。

本業務の実施については、蚊の種別の同定、種別により疑われる病原体の検査（フラビウイルスやマラリア原虫の遺伝子検査）、及び調査結果の考察を実施できる高度な専門性と迅速性を有していることが必要不可欠である。

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は「公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行い、もって住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与する」という目的で設立された団体であり、行政が必要とする極めて高度な検査を迅速にかつ正確に実施することができる団体である。

また、「ウエストナイル熱媒介蚊対策に関するガイドライン（2003 年）」 P. 4 ウエストナイル熱媒介蚊対策における役割分担において、サーベイランス（ウイルスの検出）及び媒介蚊対策に関する情報発信及び統括担当として地方衛生研究所が記載されている。

さらに、「大阪市感染症発生動向調査事業実施要綱」においては、検査機関を大阪健康安全基盤研究所とすると記載されている。

以上のことから、本業務について大阪健康安全基盤研究所と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

健康局保健所感染症対策課（感染症グループ）

電話番号 06 - 6647 - 0656

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度生涯歯科保健推進事業業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府歯科医師会

3 随意契約理由

本業務は、事業内容が非定形的であり、対象となる市民への周知方法等を仕様書で細かく設定するのが難しいため、競争入札には適さない。また、予算額の範囲内において、民間事業者が独自に保有するノウハウやネットワーク等を生かした最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることにより、事業参加者層の拡大や事業に参加した市民の更なる歯科保健意識の向上が期待できるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、一般社団法人大阪府歯科医師会からの提案が総合的に優れたものであるとのことであったため、その意見を踏まえ、一般社団法人大阪府歯科医師会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局 健康推進部 健康づくり課 健康づくり担当 （電話：06 - 6208 - 9963）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度オーラルフレイルの普及啓発事業業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府歯科医師会

3 随意契約理由

本業務は、事業内容が非定形的であり、対象となる市民への周知方法等を仕様書で細かく設定するのが難しいため、競争入札には適さない。また、予算額の範囲内において、民間事業者が独自に保有するノウハウやネットワーク等を生かした最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることにより、事業参加者層の拡大や事業に参加した市民の更なる歯科保健意識の向上が期待できるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、一般社団法人大阪府歯科医師会からの提案が総合的に優れたものであるとのことであったため、その意見を踏まえ、一般社団法人大阪府歯科医師会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局 健康推進部 健康づくり課 健康づくり担当 （電話：06 - 6208 - 9963）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度職域保健に対する歯科保健普及啓発事業業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府歯科医師会

3 随意契約理由

本業務は、歯周病及び歯科疾患と全身の病気の密接な関係などについて、事業所従業員に直接啓発していく非定形的な内容であり、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、一般社団法人大阪府歯科医師会からの提案が総合的に優れたものであるとのことであったため、その意見を踏まえ、一般社団法人大阪府歯科医師会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局 健康推進部 健康づくり課 健康づくり担当 （電話：06 - 6208 - 9963）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度感染症発生動向調査及び保菌者検索（健康診断）に係る病原体検査業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所

3 随意契約理由

本事業は、感染症に関する情報を迅速に収集、分析、提供、公開し、これらの疾病に対する有効かつ確かな予防対策の確立に資することを目的として、感染症法14条から17条に基づき、感染症（疑似症含む）患者及びその接触者から提供された病原体を検査し、病原体及びその毒素等の特定を行う業務である。

本業務の実施については、高度な試験検査に幅広く、また迅速かつ正確な検査の実施体制が必要不可欠である。

大阪健康安全基盤研究所は「公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行い、もって住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与する」という目的で設立された団体である。

この目的を果たすために定めた「地方独立行政法人大阪安全基盤研究所に係る中期目標」において「研究所は、大阪府市共同設置の地方衛生研究所として大阪府及び大阪府が必要とする試験検査、調査研究等が確実に実施できるよう体制を確保すること。健康危機事象発生時その他大阪府知事又は大阪市長が必要な業務の実施を求めた場合には、迅速かつ十分な対応をすること。」としており、行政が必要とする極めて高度な検査を迅速にかつ正確に実施することができる団体である。

さらに、本業務の実施方法の詳細は厚労省が定める「感染症発生動向調査事業実施要綱」に記載されているが、この要綱において地方衛生研究所は病原体検査を担当する機関となっている。

以上のことから、大阪健康安全基盤研究所と委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康局保健所感染症対策課（感染症グループ）
電話番号 06 - 6647 - 0656

随意契約理由書

1 業務名称

結核検診車（ひまわり 26 号）搭載機器保守点検業務委託

2 契約の相手方

大阪市港区弁天 1-2-1 大阪ベイタワーオフィス 13 階
富士フイルムヘルスケアシステムズ株式会社
関西支店 統括マネージャー 西岡 忍

3 随意契約理由

検診車ひまわり 26 号に搭載されているエックス線撮影システムは医療法（医療法施行令第 4 条の 7 第 5 号）で定められた保守点検が必要な医療機器である。

このエックス線撮影システムは、「富士フイルムヘルスケアシステムズ株式会社」が取り扱う製品であり、同社はこの医療機器の保守点検業務を実施できる唯一の業者であることから上記契約相手方と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

健康局保健所感染症対策課結核グループ（電話番号 06-6647-0653）

随意契約理由書

1 案件名称

精神科一次救急医療体制整備事業

2 契約の相手方

公益社団法人 大阪精神科診療所協会

会長 堤 俊仁

3 随意契約理由

本事業は、精神保健福祉法第十九条の十一に定められているところにより実施している「精神科救急医療体制整備事業」の一環として、「大阪市精神科救急医療システム実施要綱」に基づき行うものである。

具体的には、平日夜間・休日において緊急な精神科医療を必要とする精神障がい者に対して、同じく「精神科救急医療体制整備事業」として実施している「精神科救急ダイヤル（緊急的な相談への対応）」、「精神科救急医療情報センター（受診依頼に対する受付窓口）」と連携するとともに、事例ごとに一次救急医療体制による外来対応（本事業）、二次救急医療体制による入院対応のいずれが適切であるかの判断を行い、外来対応が必要と判断された者に対しては診察・処方により医療の提供を行うものである。

本事業は、平日夜間・休日に外来対応を専門とする精神科医師・精神保健福祉士・看護師を確保することが出来るとともに、精神科医療に携わる医師の中でも専門性に優れ、経験にとみ、とりわけ精神科救急医療についての理解を有し、且つ、精神科救急医療体制における外来対応を行う能力を有する医師を確保することが出来るものに委託する必要がある。

公益社団法人大阪精神科診療所協会は、精神障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、精神保健福祉に関する正しい知識の啓発普及や、各種の相談事業等を行うとともに、精神科診療所が地域における精神科医療の中心的役割を果たすよう、その資質向上に努め、精神保健福祉の推進に貢献することを目的として設立された団体である。

加えて、同会は地域における精神科医療の充実のためだけでなく、すべての住民の安心、安全のために精神科医療を担うという理念の下に活動している。

また、同会入会に係る審査においては、精神科救急医療について理解があり、精神科

救急医療に携わる能力のある医師であるかどうかの確認を行っており、精神科医師としての経験等を踏まえた審査を行っていることから、精神科医師の中でも専門性に優れ、経験豊富な医師によって構成されている（正会員 252 名・賛助会員 53 名の計 305 人の精神科医師のうち、246 名が精神保健福祉法第十八条に定められた精神保健指定医である）。

上記のとおり同会は外来対応を専門とした精神科医療に関する専門性に優れかつ経験に富み、精神科救急医療についての理解を有し、精神科救急医療体制における外来対応を行う能力を有する医師によって構成されている大阪府下唯一の団体である。

また、同会の会員が運営する各診療所に勤務する精神保健福祉士・看護師が本事業へ従事することが可能であるため、精神保健福祉士・看護師を確保する能力についても有している団体であることから、本事業については、公益社団法人大阪精神科診療所協会を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こころの健康センター （電話番号 06 - 6922 - 8520）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市急病診療業務委託

2 契約の相手方

公益財団法人 大阪市救急医療事業団

3 随意契約理由

大阪市急病診療事業は、大阪府が医療法第 30 条の 4 に基づき作成する「大阪府医療計画」に定められた一次医療圏としての大阪市域における休日、夜間の初期救急医療体制を確保するため、本市が市内 7 か所に設置している休日・夜間急病診療所（以下、「急病診療所」という。）において、入院や手術を必要としない軽症患者を対象とした外来診療を提供する事業である。

「大阪府医療計画」において初期救急医療体制の確保は市町村の役割として位置づけられており、本市においては、次の点を確保する必要がある。

- （１）休日、夜間に確実に診療を行うことができる医師等従事者の確保
- （２）災害時なども含め、急病診療所において初期救急医療体制を確保できる運営体制の確保
- （３）初期救急医療の対応範囲を超える場合の二次救急または三次救急など後送医療体制の確保
- （４）その他、感染症の拡大などに対する本市からの要請への対応

これらの条件にすべて対応するためには、一般社団法人大阪府医師会をはじめとする医療関係団体と連携する必要があることから、昭和 51 年度に本市からの出資により、公益財団法人大阪市救急医療事業団（以下「事業団」という。）を設立し、急病診療所の運営を委託してきた。

事業団は、これまで休日・夜間における初期救急医療体制の確保を行いながら、新型コロナウイルスの感染拡大時においても適切な対応を行うなど、本市の行政目的達成のために求められる役割を確実に果たしてきた団体であり、毎年度提供する必要がある初期救急医療について、本市から事業団に対

して具体的な対応を指示するとともに、事業団が策定する年間計画に基づき、診療体制を確実に確保することができている。

急病診療所の運営は、365 日切れ目なく継続的に行われるものであり、実際の患者数に関わらず医師・看護師等の専門性の高い人材による一定の診療体制を確保する必要から不採算性要素が多い。また、本事業の規模に対応するにあたっては極めて公益性の高い政策医療事業であるため、市内の民間医療機関が単独でこれらの業務に対応できるものではなく、市内 7 か所に設置している休日・夜間急病診療所間における連携も重要である。さらに、二次救急、三次救急の対応を行うべき医療機関が一次救急の機能を担った場合、市内の救急医療体制に大きな支障が生じることとなる。

これらのことから、本事業の規模に対し 365 日切れ目なく継続的に安定した市民サービスを提供するには、大阪府医師会等、医療関係団体との連携・協力を得て運営してきた事業団を活用する実施手法が効率的かつ唯一の仕組みであることから、令和 6 年度の本事業についても上記契約相手方に委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課保健医療グループ

(電話番号 06 - 6208 - 9940)

随意契約理由書

1 契約名称

令和6年度公害健康被害補償システム保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社さくらケーシーエス

3 随意契約理由

公害健康被害補償システム（以下「本システム」）はプログラム及び蓄積データの連携により機能しており、システムプログラムの維持管理、改修に際してはプログラム及びデータ構成等に係る深い見識を要するものである。

本システムにおける保守等の各業務は、本システム開発を行った上記業者以外の業者に委託した場合に、システムの詳細設計の分析、動作確認、データの整合性検証など、正常かつ安定稼動に向けた作業に要する期間及び費用は、新たにシステム開発を行うものと匹敵するほどの莫大なものとなる。また、保守上の改修・変更後における障害発生時には、既存プログラム・データとの責任範囲の切り分けが困難で、復旧に多大な時間を費やすことになり、本システムを使用する全ての業務に多大な支障をきたすことが想定され、本システムを開発した株式会社さくらケーシーエスが、本システム保守が実施できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局 保健所 管理課（審査・給付グループ）
（電話番号 06-6647-0793）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度感染症患者発生情報収集業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府医師会

3 随意契約理由

本事業は、各定点医療機関の医師により報告された患者情報を収集、分析する事で、感染症の発生情報を正確かつ迅速に把握し、これらの疾病に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止することを目的としている。

実施にあたっては、各定点医療機関の医師による積極的な報告が前提であり、また、対象疾病が多岐にわたるため、各診療科（小児科・内科・眼科・性感染症科）の医師をはじめとした医療機関全般との十分な連携体制の確保が必要不可欠である。

一般社団法人大阪府医師会（以下「大阪府医師会」という。）は、医道の高揚、医学・医術の発展普及と公衆衛生の向上を図り、以って社会福祉の増進に寄与することを目的として設立された団体であり、約16,000人の会員が加盟している極めて専門性の高い職種である医師の職能団体として、本市においては全域を対象として存在する唯一の団体である。

また、大阪府医師会は、大阪府から定点医療機関の選定調整の依頼を受け、相当数の定点医療機関に対し、国からの調査委託内容に即時対応できる連絡体制を確保することが可能である唯一の団体である。

以上のことから、大阪市域全体を対象に本業務を確実に実施することができる団体である、大阪府医師会と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（感染症グループ）

電話番号：06-6647-0656

随意契約理由書

1. 案件名称

令和6年度乳がん検診マンモグラフィ読影システム維持管理業務委託

2. 契約の相手方

株式会社フューチャ技研

3. 随意契約理由

乳がん検診マンモグラフィ読影システムは、がん検診事業(乳がん検診事業)において、撮影されたエックス線フィルム(以下、「マンモグラム」という。)の読影業務を行うために使用されている。

検診の実施方法については、国の指針に基づいており、撮影されたマンモグラムは二重読影することとなっている。本市においては、検診の精度を管理するため、本市放射線技術検査所内マンモグラフィ読影センター(以下「読影センター」という。)において読影しており、読影センターにおける読影は、集団検診では一次・二次読影、個別検診では二次読影を行っている。

現在、読影センターでのマンモグラムの読影においては、株式会社フューチャ技研が開発した「大阪市乳がん検診マンモグラフィ読影システム」が稼動しているが、乳がん検診は毎日絶え間なく市域において実施されていることから、本システムが1日でもストップしてしまうと、計画通りに業務が行えなくなり、市民に大きな不安を与えることになる。そのため、システムトラブルに対応するための維持管理業務が必要であり、業務委託により維持管理業務契約を締結することとする。

本システムは、独自のプログラムにより稼動しているため、その保守にあたっては、同システムを開発した業者でなければ確実に行うことができない。株式会社フューチャ技研は、本システムの開発を行い、維持管理ができる唯一の業者である。従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の性質又は目的が競争入札に適さないものであるから、株式会社フューチャ技研に本業務を委託する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

健康局健康推進部健康づくり課(成人保健)

電話番号：06-6208-9969

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度動物愛護体験学習センターにおける事業管理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 いち犬猫病院

3 随意契約理由

本業務は、事業内容が非定形的であり、対象となる管理方法等を仕様書で細かく設定するのが難しいため、競争入札には適さない。また、予算額の範囲内において、動物愛護に関する幅広い専門知識と経験をもとに、専門的なノウハウを有する事業者の企画提案を受けて仕様を作成するとともに、事業者が有する民間団体間のネットワークを活用した情報発信を広く行うことで、動物愛護事業の官民連携・協働拠点としての当該施設において、最も効率的な利用効果が期待できるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

動物福祉学、動物行動学及び動物愛護事業の専門的な知識を有する学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社 いち犬猫病院の提案が総合的に優れたものであるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社 いち犬猫病院と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局 健康推進部 生活衛生課 乳肉衛生・動物管理グループ
(電話：06 - 6208 - 9996)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 乳がん検診（検診車2台実施）事業関係業務委託（概算契約）

2 契約相手方

医療法人 健康支援三恵

3 随意契約理由

がん検診の実施にあたっては、健康増進法に基づく健康増進事業として、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（平成20年3月31日厚生労働省通知）」に基づき、保健福祉センター等での集団検診と市内医療機関における個別検診で実施している。

集団検診のうち乳がん検診については、実施場所の各区保健福祉センター等に、乳がん検診に必要な機器・設備が備わっていないため、必要な機器を備えた検診車で各区保健福祉センター等を巡回して乳がん検診を実施している。

乳がん検診は、特に受診者ニーズが高く、検診車1台では対応することができない休日等において、この間、本市が所有する1台の検診車に加え、委託事業者が用意する1台の検診車の計2台により対応してきた。

一方、本市所有の検診車については、老朽化が進んだため、維持管理経費等を勘案し、検討の結果、検診車の更新を行わず、令和6年度からは、2台で対応する必要がある場合は、委託事業者において、2台の検診車を確保させることとした。

これを踏まえて、本市入札参加有資格者へヒアリングを行ったところ、本件仕様を満たす検診車2台を用意できる事業者が上記事業者しかいなかったため、検診車2台で対応する必要がある本業務については、上記事業者と随意契約を締結する。

なお、検診車1台だけで対応可能な日程の乳がん検診委託事業者については、別途入札で決定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部健康づくり課（成人保健）（電話番号：06-6208-9969）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 SNS (LINE) を活用したひきこもりに関する相談事業

2 契約の相手方

所在地 大阪市北区西天満 2-6-8

名 称 公益財団法人 関西カウンセリングセンター

代表者 理事長 高間 量子

3 随意契約理由

本事業は、ひきこもり状態にある本人からの相談を LINE で受け付けるものであり、令和4年度から令和5年度にかけて試行実施し、令和6年度は通年実施とするものである。

本事業を実施する事業者の選定にあたっては、

- ① LINE を用いた相談システムの構築
 - ② 相談業務を実施するにあたっての体制及び場所の確保
 - ③ 相談員及びその責任者について、公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士、保健師、医師のいずれかであり、かつ、一般財団法人 SNS カウンセリング協議会認定の SNS カウンセラーの資格を有する者を確保できること。また、これらの相談員に対する研修を適切に実施できること
 - ④ LINE 相談において、相談者の生命の危険が推測されるなど、緊急対応が必要な場合は、相談者の同意を得たうえで電話対応に切り替えること。
 - ⑤ 精神の悩みに関する SNS を用いた相談業務の受託実績を有すること。
- のすべてを満たす必要がある。

本市入札参加有資格者名簿に掲載されており、かつ、LINE など SNS を用いた相談実績を有する事業者は4者あり、そのうち、上記の条件を確保できるか確認したところ、すべての要件を満たした事業者は、上記契約相手方のみであった。

上記契約相手方は、大阪府・大阪市・堺市が共同設置している「おおさか精神科救急ダイヤル」及び SNS を用いた相談である「大阪依存症ほっとライン」の受託実績があり、一般財団法人 SNS カウンセリング協会が認定している、SNS カウンセラーの養成機関にも指定されているため、本市の仕様を確実に満たすことができる。

以上のことから、上記契約相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

健康局健康推進部こころの健康センター（電話番号 06-6922-8520）

随意契約理由書

1 案件名称

予防接種法に定める予防接種実施業務

2 契約相手方

一般社団法人 大阪府医師会

3 随意契約理由

定期予防接種の実施は予防接種法により市町村長の責務とされており、本市では同法に基づき、予防接種事業を円滑に実施し、感染症のまん延防止に努めてきた。

定期予防接種については、適正かつ円滑な予防接種の実施のため、市町村長の要請に応じて予防接種に協力する旨を承諾した医師が医療機関で行う個別接種を原則とすると厚生労働省が定める定期接種実施要領に規定されている。

また、予防接種の実施に当たっては、予防接種を受ける者の便宜、接種率の確保等を考慮して、予防接種を受ける機会をできるだけ多くすることが望ましいため、予防接種の実施に関して十分に医師の協力を得て、広くその実施ができるよう体制の整備に努める必要があることから、本市ではこれまで大阪市内にある約 2,200 以上の医療機関において本事業を実施しており、これらの医療機関に対し委託業務の遂行に必要な連絡調整などを適切に行う必要がある。

特に連絡調整について、多数の医療機関に対して本市から個別に連絡を行うためには、相当数の時間と職員が必要となる。また、事業実施に関する問合せについても多数の医療機関からそれぞれ本市が連絡を受け、個別に対応することは非常に困難である。

一般社団法人大阪府医師会（以下「大阪府医師会」という。）は、医道の高揚、医学・医術の発展普及と公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的として設立された団体であり、約 16,000 人の会員が加盟している極めて専門性の高い職種である医師の職能団体として、本市においては全域を対象として存在する唯一の団体である。

そのため、大阪府医師会と契約締結することで約 2,200 以上の医療機関と個別契約が不要となり、効率的かつ安定した業務を実施することができ、各医療機関との連絡調整についても時間をかけることなく確実に対応することができる。

これらのことから、大阪市域全体を対象に本業務を確実に効率的に実施することができる団体である、大阪府医師会と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（感染症グループ）（電話番号 06-6647-0954）

随意契約理由書

1 案件名称

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく被認定者等の認定更新、補償給付及びぜん息児水泳教室事業等を行うために必要な診断、医学的検査の実施及びそれに係る文書の作成業務（単価契約）

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府医師会

3 随意契約理由

本事業は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく被認定者等の認定更新、補償給付及びぜん息児水泳教室事業等を行うために必要な診断、医学的検査の実施及びそれに係る文書の作成を行うものである。

文書作成の実施にあたっては、患者の利便性を向上させるために、できるだけ多くの医療機関を必要とし、仕様上必要となる基準や体制が担保された医療機関と委託業務の遂行に必要な連絡調整などを適切に行う必要がある。

一般社団法人大阪府医師会（以下「大阪府医師会」という。）は、医道の高揚、医学・医術の発展普及と公衆衛生の向上を図り、以って社会福祉の増進に寄与することを目的として設立された団体であり、約 17,000 人の会員が加盟している極めて専門性の高い職種である医師の職能団体として、大阪府全域を対象として存在する唯一の団体である。

これらのことから、大阪府下全域を対象に本業務を確実かつ効率的に実施することができる団体である上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市保健所管理課（審査・給付グループ）
（電話番号 06-6647-0793）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度エイズ専門相談業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

特定非営利活動法人チャーム

3 随意契約理由

本業務は、H I V・性感染症への感染不安を持つ者への相談や陽性者向けのカウンセリング及び通訳の派遣を実施するものである。

H I V感染者・エイズ患者、及びこれらの家族等が抱えるエイズに関する不安や悩みに対して心理的・社会的なカウンセリング支援を行い、もって適切な治療や行動変容等につなげることが非常に重要である。

特にカウンセリングは、陽性告知の段階で実施することが最も効果的であり、その実施については、社会福祉士等の一定の相談対応スキルだけでなく、H I V等性感染症の知識やH I V感染者のセクシャリティ（性的志向）に対する深い理解・洞察など特有のスキルが必要不可欠である。

また、通訳にあたっては、誤った表現等で外国人H I V陽性者の不安を助長しないよう、H I V等の医療に関する専門的な知識を持っていることが必須であり、H I V陽性者やエイズ患者への通訳業務の履行実績を有することが必要不可欠である。

特定非営利活動法人チャームは、国籍、言語、セクシュアリティや疾患の有無に関わらずすべての人が尊重される社会を目指すために設立され、H I V診療に関わる医師、カウンセラー、ソーシャルワーカーなどを中心に、H I V陽性者や外国人のサポートを行っている団体である。感染症に対する偏見や差別を解消し、正しい理解を求める活動を行うことを目的の一つとして、大阪市北区を拠点に、H I V等に関する相談事業やH I V 陽性者のための電話相談・グループミーティングを実施するなど、様々な支援事業を行っており、ノウハウや高いスキルを有している。また、本市のみならず本市近隣（大阪府下の政令市・中核市、京都市、神戸市）の官公庁の同種業務に係る履行実績を有している。

以上の理由から、本業務を確実に実施することができる唯一の団体である特定非営利活動法人チャームと随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（感染症グループ）（電話番号 06-6647-0656）

随意契約理由書

1 案件名称

H I V等検査に関する事業委託契約

2 契約の相手方

特定非営利活動法人スマートらいふネット

3 随意契約理由

本業務は、大阪検査相談・啓発・支援センター「chotCAST」においてH I V・梅毒・B型肝炎の検査を実施するものである。

本事業の実施については、火曜日・木曜日・土曜日・日曜日に市内の交通の利便性が高い場所で検査業務が行えること、匿名で実施できること（一般の医療機関では、匿名検査は困難）、他の診療や検査の方と混在することなく受検者のプライバシー保護に十分配慮し、検査や結果通知が行えることが必要である。

特定非営利活動法人スマートらいふネットは、医師や看護師等の専門職が中心となり、感染症対策支援等に関する事業を行なうことにより、地域の保健、医療、福祉の向上に寄与することを目的としている法人である。また、利用者のプライバシーに配慮した採血業務・告知業務に加え、性行動の変容を促す予防介入についても確実に実施できる団体である。

本市が求めるH I V等検査業務を安全かつ確実に実施できる団体は、現在大阪府下では特定非営利活動法人スマートらいふネット以外存在せず、共同事業実施者である大阪府とも協議した結果、特定非営利活動法人スマートらいふネットが上記条件を全て満たしている唯一の団体であると判断できることから、特定非営利活動法人スマートらいふネットと随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（感染症グループ）（電話番号 06-6647-0656）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度結核管理健診及び結核健康診断事業業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府医師会

3 随意契約理由

結核管理健診及び結核健康診断事業は、市内各区医療機関に業務依頼(委託)することにより健診対象者の受診機会を拡大し、もって結核回復者の再発防止、患者家族・濃厚接触者、その他接触者等への感染防止及び感染者の早期発見を目的として実施している。

一般社団法人大阪府医師会（以下「大阪府医師会」という。）は、医道の高揚、医学・医術の発展普及と公衆衛生の向上を図り、以って社会福祉の増進に寄与することを目的として設立された団体である。

この業務は800以上もの医療機関で実施しており、大阪府医師会と契約締結することで全ての医療機関と個別契約が不要となり、効率的かつ安定した業務を実施することができる。

また、大阪府医師会は、極めて専門性の高い職種である医師の職能団体であり、約17,000人の会員が加盟していることから、これまで結核管理健診及び結核健康診断のほか、本市の予防接種事業やがん検診事業等を様々な事業を受託し適正に実施しており信頼性が高く、大阪府下で各医療機関の医師を会員とする団体はほかに存在していないことから、本業務について大阪府医師会を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市健康局保健所感染症対策課結核グループ
(電話番号 06 - 6647 - 0653)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市在宅人工呼吸器使用患者支援事業委託

2 契約の相手方

スギナーシングケア株式会社

3 随意契約理由（選定理由）

本件は、難病の患者に対する医療等に関する法律第 28 条第 1 項第 3 号に基づき、対象患者等からの申請に基づき、対象患者が現に利用している又は利用する予定の訪問看護ステーション等医療機関に訪問看護を委託するものであり、その性質から競争入札に適さないため、当該契約相手方と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

健康局保健所管理課（保健事業グループ）（電話：06-6647-0923）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市在宅人工呼吸器使用患者支援事業委託

2 契約の相手方

医療法人寿暁会

3 随意契約理由（選定理由）

本件は、難病の患者に対する医療等に関する法律第 28 条第 1 項第 3 号に基づき、対象患者等からの申請に基づき、対象患者が現に利用している又は利用する予定の訪問看護ステーション等医療機関に訪問看護を委託するものであり、その性質から競争入札に適さないため、当該契約相手方と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

健康局保健所管理課（保健事業グループ）（電話：06-6647-0923）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市在宅人工呼吸器使用患者支援事業委託

2 契約の相手方

株式会社アンジュ

3 随意契約理由（選定理由）

本件は、難病の患者に対する医療等に関する法律第 28 条第 1 項第 3 号に基づき、対象患者等からの申請に基づき、対象患者が現に利用している又は利用する予定の訪問看護ステーション等医療機関に訪問看護を委託するものであり、その性質から競争入札に適さないため、当該契約相手方と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

健康局保健所管理課（保健事業グループ）（電話：06-6647-0923）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市肝炎ウイルス検査業務委託（単価契約）

2 契約相手方

一般社団法人大阪府医師会

3 随意契約理由

本業務は、大阪市民であって対象となる者に対し、大阪市肝炎ウイルス検査を実施するものである。肝炎ウイルス検査業務は、ウイルスの感染の有無を確認し、陽性と判定された方を確実に医療につなげることで、肝炎の早期発見・早期治療を可能にし、ウイルス性肝炎の重症化予防を図ることを目的としており、感染症法及び厚生労働省が定めた実施基準に基づき、安全で確実な検査を実施することが必要不可欠である。

本事業は、大阪市内にある約1,000以上の医療機関において検査を行うことから、これらの医療機関における検査の精度を確保するとともに、委託業務の遂行に必要な連絡調整などを適切に行う必要がある。

特に連絡調整について、多数の医療機関に対して本市から個別に連絡を行うためには、相当数の時間と職員が必要となる。また、事業実施に関する問合せについても多数の医療機関からそれぞれ本市が連絡を受け、個別に対応することは非常に困難である。

一般社団法人大阪府医師会（以下「大阪府医師会」という。）は、医道の高揚、医学・医術の発展普及と公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的として設立された団体であり、約16,000人の会員が加盟している極めて専門性の高い職種である医師の職能団体として、本市においては全域を対象として存在する唯一の団体である。

そのため、大阪府医師会と契約締結することで約1,000以上の医療機関と個別契約が不要となり、効率的かつ安定した業務を実施することができ、各医療機関との連絡調整についても時間をかけることなく確実に対応することができる。

これらのことから、大阪市域全体を対象に本業務を確実かつ効率的に実施することができる団体である、大阪府医師会と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（感染症グループ）（電話番号 06-6647-0656）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市公害診療報酬明細書の点検等に関する業務委託

2 契約の相手方

株式会社 ニチイ学館

3 随意契約理由

本業務は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「法律」という。）の規定に基づき、

- ・公害医療機関から提出される公害診療（調剤・訪問看護を含む。）報酬明細書（以下「レセプト」という。）の点検及び補正
- ・大阪市公害健康被害診療報酬審査委員会（以下「委員会」という。）へ報告するための、公害診療対象外の疑義があるレセプト等の内容を市側担当者へ報告
- ・委員会終了後、公害健康被害補償システムより出力されるチェックリストにより、認定者情報や重複請求の有無などを確認・修正を行うものである。

医療機関における一般的な診療のレセプト点検とは異なり、公害医療機関からのレセプトの点検にあたっては、厚生労働省からの告示・通知に加え、環境省が別途定める通達や告示・通知を踏まえて行う必要があるため、契約相手方には、公害診療にかかる専門的な知識と経験が求められる。

環境省の事務連絡に基づき、公害医療機関からのレセプトは受け付けた当月末までに支払事務を終える必要がある。そのため10日までに送付される紙レセプト約7,000件については、そのすべてを2日後の12日までに点検を完了させ、毎月15日頃に開催される委員会へ報告することとなる。また、このレセプト点検の業務に併せて、療養手当の支給の根拠である公害患者の診療日数の確認も行う必要がある。

これらの事務の実施においては、公害健康被害診療報酬等に関する知識を有した人材を確保する必要があり、事業の効率的な実施を図るため、平成21年度以降、公募型プロポーザル方式により事業者を選定してきたが、平成26年度以降上記契約相手方以外から、応募がない状態が継続している。そのため、本市入札参加有資格者及び他都市における受託業者にヒアリングを行ったが、契約相手方以外の事業者においては、本市における点検件数が、他都市に比べて突出している（本市7,000件、他都市約2,000件）ことから、上記スケ

ジュールに沿った点検等を行う体制を確保できないため、応札できないとのことであった。

また、プロポーザルにおける提案内容について、平成28年度以降、同様の内容となっていること、上記契約相手方以外に対応可能な事業者がいなかったことから、令和6年度については、これまでの委託内容を踏まえた仕様書を本市において作成し、上記契約相手方と随意契約を締結する。

以上の理由により、地方自治施行令第167 条の2 第1 項第2 号の規定に基づき、当該事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治施行令第167 条の2 第1 項第2 号

5 担当部署

健康局大阪市保健所管理課（審査・給付グループ）

電話番号 06-6647-0782

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市ふれあいDOTS（訪問型）事業業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

株式会社ケア21 代表取締役 依田 雅

3 随意契約理由

本業務は、結核の治療にかかる服薬確認（DOTS）業務を訪問介護事業者に委託するものである。本業務を履行するに際し、多数の契約相手方が必要と認められるため、大阪市ふれあいDOTS（訪問型）の実施事業者募集要項を定め、広く事業者の公募を行っている。

定めた要項を満たしたすべての事業者を契約相手方として決定し、契約の締結を行うこととする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課結核グループ（6647-0653）

随意契約理由書

1 案件名称

歯周病検診関係業務委託(単価契約)

2 契約の相手方

一般社団法人大阪府歯科医師会

3 随意契約理由

本市の健康診査における歯周病検診については、歯周病の早期発見および口腔保健意識の向上を図り、歯科健診の定期受診へのきっかけをつくることで住民の健康水準の向上に資することを目的に、健康増進法及び厚生労働省が定めた実施基準に基づき確実に実施することが必要である。

この業務は 1,300 以上の歯科医療機関において実施しており、これらの歯科医療機関に対し委託業務の遂行に必要な連絡調整など適切に行う必要がある。

一般社団法人大阪府歯科医師会(以下「大阪府歯科医師会」という。)は、医道の高揚、歯学の進歩発展と公衆衛生の普及を図り、社会福祉を増進することを目的として設立された団体であり、約 5,500 人の会員が加盟している極めて専門性の高い職種である歯科医師の職能団体として、本市においては全域を対象として存在する唯一の団体である。

大阪市域全体を対象に本業務を確実にかつ効率的に実施することができる団体である、大阪府歯科医師会と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

健康局健康推進部健康づくり課(健康づくりグループ)(電話番号 06-6208-9963)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市がん検診等業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府医師会

3 随意契約理由

がん検診の実施にあたっては、健康増進法に基づく健康増進事業として、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省通知）」等に基づき、保健福祉センターでの集団検診と市内医療機関における個別検診で実施している。

平成 30 年 3 月に策定した大阪市健康増進計画「すこやか大阪 21（第 2 次後期）」においては、市民のがん検診受診率 50%以上を目標に設定しており、この目標を達成するには、検診を受ける者の便宜、受診率向上を考慮して、検診を受ける機会をできるだけ多くすることが望ましいため、がん検診の実施に関して十分に医師の協力を得て、広くその実施ができるよう体制の整備に努める必要があることから、本市ではこれまで大阪市内にある約 1,300 以上の医療機関において本事業を実施しており、これらの医療機関に対し委託業務の遂行に必要な連絡調整などを適切に行う必要がある。

一般社団法人大阪府医師会（以下「大阪府医師会」という。）は、医道の高揚、医学・医術の発展普及と公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的として設立された団体であり、約 16,000 人の会員が加盟している極めて専門性の高い職種である医師の職能団体として、本市においては全域を対象として存在する唯一の団体である。

そのため、大阪府医師会と契約締結することで約 1,300 以上の医療機関と個別契約が不要となり、効率的かつ安定した業務を実施することができ、各医療機関との連絡調整についても時間をかけることなく確実に対応することができる。

これらのことから、大阪市域全体を対象に本業務を確実かつ効率的に実施することができる団体である、大阪府医師会と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

健康局健康推進部健康づくり課(成人保健グループ)（電話番号 06-6208-9943）

随意契約理由書

1 案件名称

先天性風しん症候群予防のための風しん抗体検査業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府医師会

3 随意契約理由

風しん抗体検査業務は、ウイルス抗体の有無を確認し、真に予防接種が必要である者を抽出し予防接種の啓発・実施に繋げることを目的としており、感染症法及び厚生労働省が定めた実施基準に基づき、安全で確実な検査を実施することが必要不可欠である。

また、本事業は、大阪市内にある約 1,000 以上の医療機関において検査を行うことから、これらの医療機関における検査の精度を確保するとともに、委託業務の遂行に必要な連絡調整などを適切に行う必要がある。

特に連絡調整について、多数の医療機関に対して本市から個別に連絡を行うためには、相当数の時間と職員が必要となる。また、事業実施に関する問合せについても多数の医療機関からそれぞれ本市が連絡を受け、個別に対応することは非常に困難である。

一般社団法人大阪府医師会（以下「大阪府医師会」という。）は、医道の高揚、医学・医療の発展普及と公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的として設立された団体であり、約 16,000 人の会員が加盟している極めて専門性の高い職種である医師の職能団体として、本市においては全域を対象として存在する唯一の団体である。

そのため、大阪府医師会と契約締結することで約 1,000 以上の医療機関と個別契約が不要となり、効率的かつ安定した業務を実施することができ、各医療機関との連絡調整についても時間をかけることなく確実に対応することができる。これらのことから、大阪市域全体を対象に本業務を確実かつ効率的に実施することができる団体である、大阪府医師会と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（感染症グループ）（電話番号 06-6647-0656）

随意契約理由書

1 案件名称

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第1条第1項第2号、第3号、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第1条第1項第2号に定める公費負担医療に関する費用の審査及び支払業務委託

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 随意契約理由

本業務は、自立支援医療の公費負担医療にかかるレセプト審査事務、並びに自立支援医療が適用された国民健康保険被保険者及び介護保険被保険者を診療した医療機関への診療報酬支払事務を行うものである。

本業務の対象は「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）」第1条第1項第2号（※1）及び第3号（※2）に、「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成4年厚生省令第5号）」第1条第1項第2号（※1）に、それぞれ規定する公費負担医療に関するものであり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」第73条第4項において、『市町村は公費負担医療機関に対する自立支援医療費等の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる』とされている。

また、昭和四九年一〇月一日保発六六号「公費負担医療に関する費用の審査支払に関する委託契約について」（各都道府県知事あて厚生省保険局長通知）においては、『「療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求及び療養取扱機関の公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」第一項各号（第六号を除く。）に掲げる公費負担医療で、国民健康保険と組合せて行われるものについては、その審査支払事務を従来の社会保険診療報酬支払基金に代って、国民健康保険団体連合会が委託を受けて行うことが必要』とされている。

大阪府下の市町村においては、レセプト審査事務及び診療報酬支払事務を大阪府国民健康保険団体連合会へ委託する仕組みとなっていることから、本市においても、大阪府国民健康保険団体連合会と随意契約を締結するものである。

※1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第一項に基づく自立支援医療費（精神通院医療費）

※2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付（措置入院費）

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

健康局健康推進部こころの健康センター（電話番号：06－6922－8520）

特名随意契約理由書

1 案件名称

健康局所管業務に関する法律顧問業務委託

2 契約の相手方

弁護士法人 興和法律事務所

3 随意契約理由

健康局においては、所管業務の根拠法令に基づく処分等を行うにあたり、申請者からの不服申立てなどに対応する必要があるため、特に、弁護士が申請代理人としてなされる申立てに対しては、法律の専門家に意見を求めなければ対処が難しい案件も発生しうる。

これらについては訴訟に移行することもあるため、公衆衛生分野の法規制に造詣があり、訴訟管理の経験が豊富な弁護士への相談が有効である。また、健康行政に関わる様々な案件について、行政分野に詳しい弁護士に法的な相談を随時できる体制を確保する必要がある。

弁護士法人興和法律事務所の岩本安昭弁護士は、昭和 55 年に衆議院法制局入局以後、平成 4 年まで衆議院地方行政委員会、商工委員会（通産省、公正取引委員会関係）、社会労働委員会（厚生省、労働省関係）、法務委員会、建設委員会、環境委員会、災害対策特別委員会、公職選挙法等特別委員会等各分野の議員立法、議員修正の立案、審査に関与するなど、立法に関する知識・実務経験を有し、かつ大阪市が関連する行政訴訟を数多く担当しており、また、平成 29 年 4 月に施行された行政不服審査法に関しても、総務省と綿密に情報交換し、本市職員向けの行政不服審査制度職員研修でも講師を務めるなど、法律実務と行政双方に精通している。加えて、医療法に関する著作を出版する等当該分野でも専門的知識を有しており、公衆衛生業務を所管する健康局にとって適任の弁護士である。

また、同事務所の阿多博文弁護士は、平成 14 年度には「大阪市第 3 セクター検討プロジェクトチーム」、平成 17 年度からは「大阪市外郭団体等評価委員会」、平成 22 年度からは「大阪市特定団体経営監視会議」の委員、平成 23 年度からは「大阪市外郭団体評価委員会」の座長として参加するとともに、大阪市情報公開審査会の委員を務めるなど、本市行政に最も通曉している弁護士の一人である。大阪市新型コロナウイルス感染症患者受入病床協力金も関わる民事再生の際には監督職員に選任されるなど、健康局所管業務に関する知識や制度にも精通している。

上記 2 名の弁護士を擁する弁護士法人興和法律事務所は、健康局が所管する行政分野に対して特に高度な専門性を有しており、令和 5 年度においても、健康局が直面する法的な課題に対して適切な助言をうけることにより問題の早期解決に結びついている。また急を要する相談案件についても速やかに対応できるよう体制を確保されていることから、法的リスクに対して早期の解決を期待することができる。

以上のことから、弁護士法人興和法律事務所に健康局所管業務に関する法律顧問業務を委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

健康局総務部総務課総務グループ（電話番号 06 - 6208 - 9892）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 紅麹製品中の成分の同定及び未知の物質の検索業務（単価契約）

2 契約の相手方

地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所

3 随意契約理由

令和6年3月22日に、大阪市に本社を有する小林製薬株式会社（以下「小林製薬」という。）から、大阪市保健所に対して、自社製品による健康被害の情報の報告に併せて、自主回収を行う旨の連絡があった。

その後、本市と国との間の協議を踏まえ、小林製薬が製造した3製品について、食品衛生法第6条第2号違反と判断し、同年3月27日に、本市から小林製薬に対して、食品衛生法第59条に基づく回収命令を発出した。

本業務は、食中毒の原因物質調査の一環として、この回収命令に基づき回収した製品中の成分の同定及び未知の物質の検索を行うものである。なお、本件は、国と本市において原因究明を行うこととしており、国においては、国立医薬品食品衛生研究所が調査を行い、本市の調査については、大阪健康安全基盤研究所が行うこととする。

地方衛生研究所は、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県又は指定都市における科学的かつ技術的中核として、調査研究や試験検査等を行う機関として設置されたものであり、本市においては、大阪府内の地方衛生研究所であった大阪府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所が統合し設立された「地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所」が唯一の地方衛生研究所であることから、本市が食品衛生法第24条に基づき定める「令和6年度大阪市食品衛生監視指導計画」においても、その「第3 監視指導及び検査の実施体制等に関する事項 （1）監視指導及び食品等の検査の実施体制と主な役割」において、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を「検査の拠点」の施設として位置付けている。また、同研究所の統合以前より、本市では食中毒等食品事故に係る原因究明のための検査業務を大阪市立環境科学研究所に委託しており、高度な試験検査に幅広く、また迅速かつ正確な検査を実施する研究所である。

以上のことから、本業務を実施できる唯一の事業者である上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市健康局健康推進部生活衛生課（電話番号 06-6208-9991）